令和６年第２回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　６月１１日（火曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… 8
○委員会報告 …… 9
○一般質問 …… 9
　北　郷　伯　弘　君 …… 9
　遠　藤　　浩　君 …… １１
　渡　邉　忠　義　君 …… １７
　高　木　光　雄　君 …… ２７
○散会の宣告 …… ３４
○署名 …… ３５

第２日　　６月１２日（水曜日）

○議事日程 …… ３７
○出席議員 …… ３７
○欠席議員 …… ３８
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ３８
○本会議に出席した事務局職員 …… ３８
○開議の宣告 …… ３９
○会議録署名議員の指名 …… ３９
○議案第２９号　広野町原子力災害による被災者に対する令和６年度における国民健康保

険税等の減免に関する条例の制定について ……３９
○議案第３０号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ……４１
○議案第３１号　民事調停の申立て等について ……４２
○議案第３２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第２号） ……４６
○議案第３３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） ……５５
○議案第３４号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号） ……５６
○議案第３５号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５７
○議案第３６号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５７
○議案第３７号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５８
○議案第３８号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５８
○議案第３９号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５８
○議案第４０号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５８
○議案第４１号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５８
○議案第４２号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……５８
○発議第　１号　広野町議会会議規則の一部を改正する規則 ……６３
○発議第　２号　広野町議会委員会条例の一部を改正する条例 ……６４
○発議第　３号　学校給食費無償化を実施することを求める意見書 ……６５
○発議第　４号　県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書 ……６８
○発議第　５号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学
支援を求める意見書 ……６９
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……７２
○閉会の宣告 ……７２
○署名 ……７３

第 2 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和６年第２回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和６年６月１１日（火曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松　和真	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤　義宏	君
健康福祉課長	佐藤　尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　　淳	君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一　君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行　君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介　君
代表監査委員	鯨	岡	公	一　君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏　君
議会事務局書記	黒	田	峻	介　君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第２回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

８番　門　馬　まりえ　さん

１番　西　本　久　雄　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る６月４日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から６月12日までの２日間とする答申がありましたので、本日から６月12日までの２日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から６月12日までの２日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、令和５年度広野町繰越明許費繰越計算書、令和６年第２回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会議決書、医療費無料化継続と国の責任による健康手帳交付要望　県立大野病院開設に伴う要望について、国に対し「学校給食費無償化を実施す

ることを求める意見書」提出についての陳情、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　皆様、おはようございます。

一般経過報告をいたします。本定例会に提出をいたしました議案を審議いただくに当たりまして、令和６年第１回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

４月13日、行政区長会議を開催しました。令和６年度における広野町の重点事業と要望、質問への対応並びに広野町防災の駅整備事業について説明を行いました。行政区長の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

４月27日、午前と午後の２回に分け住民説明会を開催しました。令和６年度における広野町の重点事業と、新広野町防災の駅整備事業について説明を行いました。参加された住民の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

５月30日、行政を取り巻く環境も大きく変化し、行政ニーズも多様化する中、移住定住の促進、ＤＸの推進を念頭に、効率的な行政事務執行を行うことを目的として、課長補佐職を中心とした17名で構成する「広野町行政機構改革検討委員会」を開催しました。現行組織の事務分掌の課題等を整理、検討を行い、その結果を令和６年10月を目途に町長へ提言を行います。

次に、復興企画課です。

４月21日、春季町長杯パークゴルフ大会が開催され、町内外から約150名の参加者の下、日頃のプレーの成果を発揮しようと熱戦が繰り広げられました。当日は、絶妙なコースセッティングに手こずり、参加者はスコアメイクに苦しみましたが、ホールインワンを多数記録するなど盛り上がりました。

５月１日、土屋品子復興大臣が来訪され、県立ふたば未来学園中高一貫校で実施している演劇の授業をご視察され、特色ある教育活動の場で高校生と意見交換されました。土屋大臣から生徒の方々に対し、将来の夢、今勉強していることなどを伺い、立派に成長することを期待しますとのお言葉をいただきました。

５月３日、二ツ沼総合公園において「ふれあいフェスタ2024」が町、振興公社主催、商工会の協力の下開催しました。当日は、ゴールデンウイークの中、好天に恵まれ、ステージイベントや各種ワークショップをはじめ、飲食ブース、キッチンカー、フリーマーケットが出店され、公園内の遊具で遊ぶ多くの家族連れ等、約3,000人の方々でにぎわいました。

５月29日、原子力災害による旧緊急時避難準備区域に指定されていた広野町、南相馬市、田村市、川内村の４市町村は、復興庁福島復興局において、復興大臣及び原子力対策現地対策本部長に対し、合同で要望活動を実施しました。当日は、荒井崇福島復興局長、師田晃彦原子力対策本部副本部長に対し、第２期復興・創生期間後の支援策や復興予算の財源確保、医療体制の再構築、公共施設の統廃合など、福島第一原子力発電所事故からの復興・創生に対する支援の継続を求めました。

６月１日、二ツ沼総合公園において、花を植えることで景観をよくし、明るく住みやすい町づくりを目指す「花いっぱい運動」を開催しました。当日は、約200名の参加者の下、サルビアやマリーゴールドなど約6,000本の植栽を行いました。

６月５日、内堀雅雄福島県知事が来訪され、町立広野中学校で勉学に励んでいる生徒と懇談を行いました。ＪＦＡアカデミー生からは、「親元を離れ、洗濯など身の回りのことを全て自分ですることになり、改めて親のありがたさを知った」との話があり、地元出身生徒からは「入学当初は全国から入学してきたアカデミー福島の生徒との関係に戸惑うこともあったが、広蛍祭など学校行事を通じて絆を深めてきた」との話がありました。知事からは、「広野中学校は全国から生徒が集まる言わば大学のようだ。中学生段階から全国様々な背景を背負った生徒と切磋琢磨していってほしい」とのエールをいただきました。懇談の後、役場に場所を移し、町長はじめ町三役と町の課題解決に向けた県の力強い支援を要望するなど意見交換を行ったほか、職員への激励をいただきました。

次に、健康福祉課です。

３月31日、老人福祉法に基づく「広野町高齢者福祉計画」及び介護保険法に基づく「第９期介護保険事業計画」を策定しました。この計画に基づき、高齢者を対象とした生きがい事業、健康づくり事業、介護保険サービス給付及び認知症対策事業を実施いたします。

４月４日、永井トヨ様がめでたく満100歳を迎えられ、広野町社会福祉協議会と合同により広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑において賀寿贈呈式を挙行いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険税、保険料及び一部負担金等の免除措置に対する国の財政支援については、令和３年３月９日に閣議決定された「「第２期復興・創生期間」以降における東日本日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和４年４月８日付通知に基づき、旧緊急時準備避難区域に住所を有していた方の保険税・保険料の減免は令和６年度をもって終了します。また、一部負担金につきましては、上位所得層を除く被保険者は、昨年に引き続き免除されることとなります。旧緊急時避難準備区域以外に住所を有していた方の令和６年度の国民健康保険税、介護保険料の免除に関しては、本議会に国民健康保険税等の減免に関する条例案を上程してお

りますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、こども家庭課です。

４月６日、広野こども園の入園式を議員皆様のご臨席の下実施しました。ゼロ歳児から５歳児までの25人が新たに入園し、こども園の全園児数は96人となっています。

４月８日、広野町児童館の入館式を副議長、産業厚生常任委員会委員長ご臨席の下実施しました。13人が新たに入館し、児童館の全児童数は63人となっています。

４月26日、こども園において保育・給食参観を実施しました。当日は、３歳児から５歳児の保護者を対象に、公認心理師による子育てに関する講演並びに教育委員会による特別支援教育についての説明会を併せて実施しました。

次に、環境防災課です。

３月24日、広野町消防団と事務局により町内全ての消防屯所を巡回し、消防車両やポンプの整備状況、消防機械器具の点検、配置状況など、現地において確認しました。

４月１日付で広野町交通教育専門員を３名委嘱し、４月８日の児童・生徒の登校日から国道６号役場前交差点並びに折木大平交差点、老人福祉センター前横断歩道において交通事故防止活動を実施しています。

４月６日から４月15日までの「春の全国交通安全運動」期間中、国道６号役場前交差点及び駅前交差点等において、双葉警察署及び富岡地区交通安全協会広野分会のご協力をいただきながら、朝の通勤・通学時間帯に特別職及び管理職による立哨活動、４月８日と４月15日には職員総出で横断幕やプラカードを掲げて交通立哨を実施し、歩行者やドライバーに交通安全を呼びかけました。

４月14日、広野町総合グラウンドにおいて、令和６年広野町消防団・婦人消防隊春季検閲式を議長、副議長をはじめ議員の皆様のご臨席の下挙行いたしました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に、広野町消防団、広野町婦人消防隊、株式会社ＪＥＲＡ、広場火力発電所自衛消防隊、総勢57名の参加の下行いました。

４月19日、５月22日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転を呼びかけました。４月19日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、ごみ出しルールの遵守等について会員企業に協力を求めました。

５月22日、広野町公民館において、８月25日に開催される第45回福島県消防操法大会の出場選手結団式を議長をはじめ広野消防団幹部ご臨席の下執り行いました。本町消防団は、同大会において「小型ポンプ操法の部」に双葉郡町村消防団を代表して出場いたします。各分団より選抜された選手は、本大会に向け長期間に及ぶ訓練に取り組んでおります。

５月24日、25日の２日間、狂犬病予防注射を福島県動物愛護センター相双支所の協力を得て、各地区集会所など、町内22会場で実施しました。

６月９日、南相馬市真野川河川敷を会場として福島県水防訓練が開催され、本町からも消防団本

団及び各分団の代表、合わせて22名が参加し、水防実施工法の訓練に臨みました。

次に、産業振興課です。

４月１日、町内での犯罪防止及び児童・生徒の登下校時における交通事故防止のため、広野町警戒パトロール隊出動式を実施いたしました。子供たちや高齢者の安心・安全を確保し、地域住民により身近なパトロールを実施するため、町が任命した町民の隊員による町内全域のパトロール業務を午前７時から午前８時、午後３時から午後８時の時間帯で実施しています。

５月22日、広野小学校６年生全員参加により、ふる里広野町の自然を愛し、育てるために協力して社会に奉仕することを目的とした「広野町緑の少年団」の結団式を行いました。団員全員に帽子とスカーフ、緑のハンドブックを配布し、団員代表の児童から入団宣言がなされました。今年度の活動としては、広野駅東側にある沼津の杜公園で「河津桜」植樹や「ふくしま植樹祭」などへの活動に参加していきます。

５月23日、「広野町魅力発信シンボルマーク」のお披露目式を行いました。この取組は、職員の創意工夫による提案を奨励し、事務改善の推進と町民サービスの向上を図ることを目的とした「広野町職員提案制度」の取組の成果として完成したもので、町の魅力資源である自然・歴史及び文化を広くＰＲし、観光交流の促進、情報発信・魅力創出に取り組んでいきます。

本年度における町内の水稲作付面積については、主食用米が115ヘクタール、備蓄米が31ヘクタール、飼料用米が37ヘクタール、合計183ヘクタールになると見込んでおり、今後作付された水田の現地確認により集計作業を行っていきます。

次に、建設課です。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、令和５年度において約139メーター区間が完了し、本年度において５月30日に工事請負契約を締結し、約160メーター区間を施工いたします。現在、工事着手の準備を進め、併せて工事施工中における通行止めの交通規制について双葉警察署と協議を進めています。施工箇所が埋蔵文化財の包蔵地であることから、発掘調査も並行して実施します。

６月２日、浅見川、折木川、北迫川流域全体の良好な河川環境の保全と再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識の醸成を図ることを目的に、広野町クリーンアップ作戦を実施しました。当日は、約600名の町民、各種団体、企業の方々が参加し、町内の河川美化活動に努めました。

次に、学校教育課です。

４月８日、広野小学校・広野中学校において入学式が行われ、小学校15名の児童、中学校40名の生徒が新１年生として入学しました。小学校の全児童数は141名、中学校の全生徒数は125名となっております。

同日、ＪＦＡアカデミー福島の入校式がＪヴィレッジにおいて行われ、第19期生となる男子18名が入校しました。

同じく福島県立ふたば未来学園中学校、高等学校の入学式が行われ、中学校60名、高等学校160名の生徒が新１年生として入学しました。中学校の生徒数は179名、高等学校の全生徒数は450名となっております。

５月２日、小・中学校において、地震及び津波を想定した「避難訓練」を実施しました。避難時の移動経路・移動時間等を確認しながら、児童生徒の保護者への引渡しについて訓練を行いました。

５月18日、広野小学校の運動会が開催されました。児童たちは、「運動会　誰にも負けず　勝ちぬこう」をスローガンに、練習の成果をしっかり出し切り、最後まで頑張りました。ご家族皆様共々、思い出に残る大変貴重な一日を過ごすことができました。

次に、生涯学習課です。

５月７日、広野小学校において「ひろの元気教室」の開校式を行いました。小学４年生から６年生までの児童15名が放課後の空き教室などを活用して、社会性や自主性、創造性を育むことを目的に、来年２月まで文化・芸術・スポーツ・学習等の様々な体験活動を行います。

５月21日から町内在住・在勤の方を対象に、令和６年度の公民館校として「毎日の体操教室」を開講いたしました。この事業のほかに、令和６年度には「英語教室」をはじめ「絵手紙教室」や「整理収納講座」のほか、「健康講座」、「救急救命講座」を予定しており、生涯学習の推進を図りながら参加者同士で交流を深めるなど、地域コミュニティの場としての役割も担っております。令和７年２月まで実施します。

５月26日、町内外から約65名の参加により五社山登山を実施しました。令和５年度に引き続き、五社山登山口からの登山道を登りました。ゲストに「広野夢大使」である宮城大学教授の小沢晴司様と俳優・タレントのなすび様をお迎えし、参加者一同、五社山山頂から眺望を満喫しました。また、山頂では広野産みかんジュースの試飲とゲストからのご講話をいただき、初夏のすがすがしい一日を共有しました。

６月４日、公民館において市町村対抗福島県大会広野町実行委員会を開催し、軟式野球、ソフトボール、駅伝競走の各大会における事業計画、予算の承認、監督及びコーチの選任を行いました。実行委員会終了後、各大会出場に向けて年間を通して練習に取り組む広野町代表選手の結団式を執り行いました。

さて、本定例会に提案申し上げる案件は、条例案件２件、補正案件３件、その他案件９件、合計14件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、本会議招集のご挨拶と経過報告といたします。

以上であります。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　監査報告を行います。

監査につきましては、北郷伯弘監査委員と共に実施いたしました。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、令和６年２月分を３月19日、３月分を４月19日、４月分を５月21日に実施いたしました。

なお、４月分につきましては、令和５年度分と令和６年度分になっています。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太君、登壇を許します。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、総務文教常任委員会報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘君、登壇を許します。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問事項ごとに一問一答方式で行っております。

◇　北　郷　伯　弘　君

○議長（渡邉正俊君）　それでは、通告順に従い一般質問を許可いたします。

６番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問事項１、折木字舘地区における交差点の安全確保について。質問の要旨、町道大平・舘１号線を折木大平方面から坂道を上ってくると停止線が１本あります。町道舘線を折木字田中、関の上から国道６号を渡って井戸沢を通ってくると坂道交差点に入ります。そのまま上へ上り進むと、前方へ石の地蔵さんが立っています。いずれの道路を上ってきても下ってきても、カーブと急な坂のため、町道の交差箇所において前方より来る車に気づくことが遅れて衝突事故が発生しております。地区の人もそれなりに注意しますが、時々冷やっとするときがあります。私の自宅へ訪れた方などにも、坂道を上り下り終えるまでは車のライトを点灯して、相手車両に対していち早く気づいていただければ事故を防ぐことができるよと話しています。対向車両と交差したとき、危なかったと思っても、何分坂道のため、そのままお互い別れてしまいます。気をつけなければという思いもそのときだけで、再度危機は訪れます。先を読み、町道大平・舘１号線と町道舘線の交差点安全通行対策として、おのおのに停止線を設けていただくことは可能でしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　６番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の折木字舘地区における交差点の安全確保につきまして、町道大平・舘１号線と町道舘線が交わる交差点につきましては、信号や標識、センターラインが設置されておらず、道幅が同じ道路が交差する三差路となっております。当該三差路は、交通整理の行われていない見通しが悪い交差点であり、道路交通法に基づき、通行している道路と交差する道路を左手から進行してくる車両等の進行を妨害してはならない左方優先の交差点です。道路標識につきましては、公安委員会が設置する白色の実線の停止線と、法定外の自主的な停止を促す白色の波線の指導停止線があります。いずれも車両が停止する場合の位置を示すことにより、交通の安全と円滑を図ることを目的としています。当該の交差点につきましては、町は交差点への進入路３か所に指導停止線を設置し、車両の自主的な停止を促し、地域住民の安心、安全の確保に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　今ほど停止線のお答えをいただきました。何分道路でも何でも、高度経済成

長に伴って道路も広がり、いろんな水道の面でも何でもインフラは大変よくなって、山の上まで水道も通ると。私も、振り返れば随分よくなって今があるのだなと感じているところでございます。

２つほど申し上げますが、先ほど私が言った中に、沢は沢でも井戸沢という沢があるということは、いわゆる夜になると、井戸の下は昼間でも暗いのですが、井戸の底が真っ暗になります。そんなような感じのところで井戸沢という名前がついたのかなと勝手に思っているところでございますが、もう一つはあのお地蔵さんです。お地蔵さんが立っているということは、檀家の人、そのほかの方々も春の彼岸と秋の彼岸、またお盆様に大勢の檀家の方がお参りに来るから、いろいろと混み合う場面も往々にしてございます。いずれにしても、事故となれば大変厄介なことになりますので、最後はどうなのだといえば公安委員会のお世話になってしまうようなことで、大変後で困ります。そういうことのないように願って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで６番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、７番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項の１点目、津波による固定資産税の減免措置についてであります。東日本大震災により津波被害を受けた駅東地区では、家を流された宅地跡を町や双葉郡復興のため、廃炉作業従事者の宿舎建設に土地提供の協力をされている方々がおります。現在、土地の提供者は町内の別地区に新たに家を建て、生活をしております。今年度で津波被害による固定資産税の減免措置が終了となりますが、震災から13年が経過し、廃炉作業従事者の宿舎も北に移り、宿舎が撤去された跡地の活用ができないまま宅地の空き地として固定資産税を支払う現実に今苦悩していると。町や双葉郡の復興に尽力してきた町民に報いるため、こうした土地提供者を対象に、宿舎等撤去後の宅地に対しては広野町税条例第71条第１項の３号または４号による柔軟な減免措置を検討いただけないか、町長の見解を伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、津波による固定資産税の減免措置についての、土地提供者を対象に宿舎等の撤去後の宅地に対しては広野町税条例

第71条第１項第３号または第４号における柔軟な減免措置を検討いただけないかにつきましては、東日本大震災に係る津波による被害及び原発事故に起因する土地及び家屋の固定資産税は、平成23年度分については、地方税法の改正により、原発事故による警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に関する固定資産税の課税免除の規定を適用させ町内全域を課税免除としました。平成24年の地方税法改正により、原発事故による警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除の規定が全額課税免除から２分の１課税免除となったことから、津波被害区域を指定した津波による被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除の規定を適用させ、平成24年度分から平成26年度分までを全額課税免除としました。平成27年の地方税法改正により、地方税法における津波被害による固定資産の課税免除の条項が削除され、町条例に基づき減免できることとなり、平成27年第１回定例会に町長の職権により固定資産税の減免可能となる町税条例の一部を改正する議案を上程し、可決されました。これに伴い、平成27年度分から平成30年度分までの津波被害区域の固定資産税につきましては、震災前の所有者が現に使用している土地については２分の１減免、使用していない土地については全額減免とし、令和元年度から令和５年度分においては、震災前の所有者が土地を第三者に譲渡または貸している場合は減免の対象外としました。令和６年度分につきましては、東日本大震災及び原発事故から13年が経過をし、津波被害区域の復旧、復興状況を踏まえ、減免措置を終了し、現況地目により通常課税としました。平成23年度分から令和４年度分までの全額課税免除及び課税する固定資産税の減免分につきましては、震災復興特別交付税により補填されていましたが、令和５年度分からは交付税の対象外となっています。町は、平成23年度分から令和４年度分まで全額課税免除等を行い、経過措置として令和５年度も減免措置を行いました。全額課税免除及び減免による減収分が震災特別復興交付税の対象外となったこと、経過措置を講じたこと、津波被害区域の復旧、復興状況を踏まえ、当該地区における東日本大震災による津波被害を起因とした固定資産税の減免措置は、税の公平性を鑑み、再実施することは難しいと捉えています。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　今町長の答弁聞かせていただきました。これまでもいろいろと支援のほうしてきたというところで、これ以上は税の公平性に合わせても厳しいというところだと思います。この質問の中で、私それだけ町、あるいはその地域という中でしっかりと協力といいますか、尽力されてきた方々、やっぱりしっかり報われるべきだという、そこの思いで今回質問のほうをさせていただきました。なんでかんでしてくれという話ではないです。これまでの経過、そういった中をしっかりと確認させていただいて、今後のこれに代わる支援といいますか、そういったものをしっかり続けていただきたいと思います。町長、常々安全な町民の生活という言葉おっしゃいます。やっぱり町民全体がしっかり見ていただいていると、支援というものも含めて町民の方々がそう感じら

れる、そういった中での生活というものをしっかり支援していただけるように今後ともお願いしたいと思います。再質問等はございません。しっかりと確認をさせていただきまして、町長のお考えというものも分かりましたので。では最後に、いいですか。すみません。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのご質問について一言申し上げたいと思います。

しからば町として何ができるのかにつきましては、これまでも空き地となっている土地の活用を今復旧からの復興に向けていく取組の中で、様々な機関を捉えて活用いただけるよう捉えてきました。それは、この復旧において様々な、形がなしてきた。例えば建物等々、建物を使うことによって、今議員おただしのように、復興に資する取組となるというわけであります。そういったことで、今十有余年の中に……

○議長（渡邉正俊君）　町長に申し上げます。

町長、もう少し声を大きくして。今まだ聞こえないということが言われていますので、もうちょっと。お願いします。

○町長（遠藤　智君）　簡潔に申し上げたいと思います。

これからの税措置を終えてからの展望については、この空き地の使用というものを様々な機関と連携しながら対応していきます。これまでもそれを捉えてきました。それは、作業員の方々が活用されている建物等々、また復興に活用する建物等々あるわけですので、そういった土地と建物等々、この活用できるような、そういった支援を情報共有して執り行っていきたいと考えるものであります。

１つだけ補足させていただきますと、沿岸部には市町村が様々な状況の中で今日を迎えております。その中でも広野町は、ただいまご返答申しましたように、減免措置という手続を復興特交等、そして経過措置をもって、かつ国保税等々の終了が令和５年度まで継続をしていただいていると。これは国の支援であります。この国の支援と町の支援と、その公平性、いわゆるこのバランスをしっかりと捉えることにおいて令和５年度を捉えてきたものであります。つきましては、冒頭申し上げましたが、今空いているという土地の活用というものを展望すべく、これからの第２期、第３期の展望に向けて新しい町の形成、町並みを形成することを通しながら捉えていきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　なかなかこの空き地となった場所、こういったところ、特に駅東側地区、沿岸部、活用したくてもなかなかできないという。これは個人だけではなかなか難しいところがありますので、やはりしっかりと町としてもそういった部分、点をつなげていく、広げていくという中でそういった支援というものをしっかりと続けていただきたいというふうに思います。１問目については終わらせていただきたいと思います。

次に、質問事項の２つ目に移ります。子どもの平日休み「ラーケーション制度」についてであります。2023年度から一部の県や市で広まりを見せているラーケーション制度についてお尋ねします。この制度は、欠席扱いにならず学校を数日休める新制度であります。共働きや休日に休みを取れない職業の保護者が増える中、子供の休み方を柔軟にすることで、家庭内で子供の成長段階に合わせて触れ合う時間をつくり出し、子供とのコミュニケーションを充実させ、健全な家庭を維持することに大変効果がある制度であると考えております。そこで、以下伺います。

１点目、ラーケーション制度に対する教育長の見解を伺います。

２つ目、ラーケーション制度は、子供たちの未来を育む家庭教育の充実を具現化する制度と考えますが、学校が現在取り組んでいる家庭教育の実施状況を伺います。

３点目、ラーケーション制度には休日間の授業フォローや先生方の負担などが問題視されていますが、家庭教育の充実を目的とする制度であれば保護者や関係者の理解が得られ、学校運営に導入可能ではと考えますが、お考えを伺います。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長　根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君）　遠藤浩議員のご質問の２番目、子どもの平日休み「ラーケーション制度」についての１点目、ラーケーション制度に対する教育長の見解につきましては、この制度は学び、ラーニングと休暇、バケーションを組み合わせた造語であり、2023年９月から愛知県と大分県別府市で初めて導入され、平日に保護者の休暇に合わせて子供が学校を休み、主体的で体験的な学びをする家族での校外学習を認める制度と認識しております。この制度では、子供は学校に登校しなくても欠席扱いとはならず、出席停止、忌引等と同じ扱いになり、年に３日まで取ることができます。愛知県においては、土曜日や日曜日に働いている方の割合が多いため、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す休み方改革プロジェクトから生まれた制度であります。別府市においても、土曜日、日曜日に勤務を要する宿泊業、飲食サービス業に携わる方の割合が全国平均の倍となっており、平日に子供と家庭の時間を確保する狙いもあり、導入されています。ラーケーション制度につきましては、保護者にとって新たな休暇の形を提供し、子供と一緒に過ごす機会を創出する一方で、ラーケーションの日を取得できる家庭の児童生徒と取得できない家庭の児童生徒が混在するなど、導入に向けた懸念や課題があります。現時点において広く社会にこの制度が受け入れられているとは言えず、ラーケーションの日取得についての公平性、児童生徒の学習機会の確保の観点から、導入できる段階にはないものと捉えています。

ご質問の２点目、学校が現在取り組んでいる家庭教育の実施状況につきましては、小中連携による家庭学習の手引を作成し、自宅で行う学習の仕方について、小学校１年生から中学校３年生まで

の発達段階に沿って内容を説明した一覧表を全家庭に配布しています。手引は各学級にも掲示し、進級後や進学後はどのような学習を行うようになるのか、見通しを持って学習に取り組む一助としての活用も視野に入れて作成しています。この手引は、保護者の関わり方も明示しており、３者懇談会等において家庭での学習の進め方の資料としても活用しています。手引は、各学校で既習内容の定着度を考慮して毎年度見直しを行い、その都度授業力向上委員会等で内容を検討し作成しています。また、相談サポート事業として、児童生徒の発達段階に応じた支援をしています。１回当たり２時間程度を目安とし、児童発達支援の専門家を招き、保護者の児童生徒への家庭での接し方、指導の仕方について、保護者の困り感に寄り添いながら、適切かつ効果的に支援しています。

ご質問の３点目、ラーケーション制度を学校運営に導入可能かにつきましては、１点目で述べましたとおり、広く社会にこの制度が受け入れられているとは言えず、ラーケーションの日取得についての公平性、児童生徒の学習機会の確保の観点から、導入できる段階にはないものと捉えています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　今教育長からも答弁ありましたけれども、まだ広く広がっているものではない。当然そうなのです。まだ数年で。今回この質問私させていただいた中では、これは制度なのですよね。先ほどなかなかできませんよ、難しいですよという話なのですが。それで、要は広く世の中に受け入れられているものかどうかというものは自分たちが判断する話で、この制度自体も制度があれば使用ができるわけです。そうすると、全員が公平にそれを取らなければいけないというものではないはずです、この制度の目的として。それでいくと、やっぱりそういった家庭での時間が取れない、親との時間が取れないという、そういった方々がその制度を利用して、家庭学習というふうに表現していますけれども、家庭教育ですか、教育と言っていますけれども、やっぱりその部分が今このエリアといいますか、被災地においても足りないのではないかと。そもそもその家庭教育、これ私もＰＴＡでそういった研究大会、何だ行きましたけれども、そういった中で毎年のように親と子供の教育、これ教育というか、一緒に学ぶという、やっぱりこれが課題になっていたかと思います。なかなか一家庭の教育ですので、そういった中で入り込んでというのは難しいのですけれども、何とかそういったものを形にして、要は誰もがもう自由に手を挙げてできるようなというものを考えたときに、この制度は一番具現化する形の中では合っているのかなというふうにやっぱり感じたところです。この家庭教育、時折いろいろと出てきますけれども、なかなか保護者自体もその年代の子供たちの教育、成長ですか、段階に合わせて親としてもその子に接するのはもう毎年毎年、要は親も１年生ということになっていきます。やっぱりそういった中でしっかりと家庭内での教育というものをしている、できる、こういう環境の整備といいますか、これが要は子供の教育の出発点だというふうに考えています。いろいろとこの制度に関して勉強してみますと、いろんな

不具合といいますか、そういったものがありますけれども、やっぱり家庭内でしっかりそういった時間を取ってもらうというところの目的がしっかりしていれば、ある意味そういった広がりが少ない中においても導入できるのではないか、あるいはそれを導入することによって教育という中での魅力が出るのではないかという、そういった思いがありまして今回のご質問させていただきました。

そこで、１点だけちょっと。令和７年の３月まで広野町の教育ビジョン、基本構想、その中に地域と学校が協働する学びの創造、ここに２つ掲げています。「ふるさと広野」の教育素材を活用した指導体制の充実、２つ目が学校・家庭・地域の協働による学習環境の整備。もう間もなく、７年３月までとするところですが、こういったものをさらに充実する取組、やっぱりこれ必要ではないかなと考えますけれども、質問は教育ビジョンの内容ではないですが、そういった地域というところにおいて教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

○教育長（根本良政君）　ただいまお話しいただいた内容でありますが、まずラーケーションについてですが、これはこのラーケーション制度を実施している自治体の産業構造、社会構造が大いに関係しております。愛知県においては、トヨタ自動車を有する、トヨタ自動車がほとんど従業員を抱えている、そういう豊田市を中心にしたこういう制度の導入であります。この制度の中、トヨタ自動車は土日は３交代制なのです。さらに、休日は休みなし、こういう状況で、家庭の状況が非常に子供と接する時間が少ないと、こういうことを念頭に実施されていると私は解釈しております。県全体で、愛知県の義務教育課で実施している制度であります。ただ、参加しているのは14市町、これにとどまっております。ですから、地域の産業構造と休暇の状況が非常に重なっていると、こういう状況での実施かと思います。

それから、議員ご指摘の地域と家庭とが一体になった教育についてでありますが、これは双葉郡８町村でふるさと創造学を実施しております。広野町においても小学生から中学生まで、地元の化石ですとか、文化遺産ですとか、それから景色ですとか、そういう地域の風土を活用して、地域と一体になって学校が教育を進めていくと、そういう状況にあります。さらに、学校教育課ではコミュニティースクールを実施しておりますので、その中で保護者や地域の方々の協力を得て子供の教育に参加していただく、そういう制度も導入しておりますので、今後その中身を煮詰めていきまして子供たちの教育に反映していきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　今答弁いただきましたけれども、地域性という、確かにそうなのです。そういった工場等が多くある地域、３交代になればもうほとんどお父さんであれば家にいないような状況になります。そういったところでの必要性があっての制度というふうに私も捉えていますけれども、ただ形を変えて、こういった自分たちの地域に導入しようという中で考えた場合に、目的がき

ちんとあればそれはしっかりと取り入れることは恐らくできるのだというふうに思います。

なぜその家庭教育にこだわるかというところで１つだけちょっと言わせていただきたいのですけれども、なかなか現状、この地域だけではなくて、親と接するという時間がちょっとやっぱり少ないです。当然小学校、中学校で、中学校へ行けば部活動もありますので、そういった中での送り迎えで一緒にいる時間と、要は親から子に対する教えというものもなかなかできなかったというところは、私も経験上ありますので、そういったところ。その中でやるという話ではないですけれども、そういった環境といいますか、そういったものもやっぱりこれ一家庭ではなくて地域としてつくっていく必要がある、私はそういうふうに思っています。その昔、声かけで、子供に声かければ大変なことになってしまうよというのもありましたけれども、こういったのももう現状は本当に、元気に挨拶しながら子供たちの成長を見守ってというふうに今町民の方々も変わってきていますし、やっぱりそういった触れ合いというのは当然必要になってくるかと思います。そういった中で、今教育長からも答弁ありましたけれども、こういった地域社会、学校、行政、こういったところが力を合わせて子育て家庭の支えといいますか、そういったところをしっかりと意識しながら町全体で子育て、家庭教育というものを応援していくような、そうした魅力あふれる広野町の教育振興というものをしっかりお願いしたいなと。そこに期待をしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時20分であります。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時２０分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　それでは、通告に従いまして２点質問させていただきます。

質問事項の第１点目でありますが、子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター事業）の取り組みについて。令和６年３月30日付でこども家庭庁成育局長から子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱が通知されたかと思います。そこで、事業の目的を見ますと、乳幼児や小学生などの児童を有する子育ての中で、労働者や主婦などを会員として児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児、病後児の預かり、早朝、夜間の緊急時の預かりや独り親家庭の支援など、多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業であります。事業主体は市町村とするとなっていますが、町ではファミリー・サポート・センター事業の設置を考えているどうか伺います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター事業）の取り組みについてにつきましては、こども園や児童館までの送迎、冠婚葬祭時のお子様の一時預かりなど、子育て世帯の多様なニーズに対応し、安心して子育てができる環境づくりの推進に必要性の高い事業であると捉えております。町は、こども家庭課内に子育て世代包括支援センターを設置し、アンケートの実施など、町民からの要望を包括的に捉え、ご家庭の子育て支援として、新たに子育て世代訪問支援事業を広野町社会福祉協議会へ委託し、取り組んでいます。子育て援助活動支援については、援助を行う提供会員の確保や活動に必要なスキル、知識習得のための講習会の開催、提供するサービスや援助内容の充実など、課題を捉え、現況における要望を再確認し検討していきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　この事業を見ますと、全国の設置状況を見ますと、昨年までに全国の市町村1,724自治体のうち996が設置されているようであります。また、人口戦略会議が出した若年女性人口の減少率が2020年から50年までの間に50％以上の消滅可能自治体が744自治体があるということでご承知かと思います。人口減少のマイナス面が国民全体の危機感につながっていないと、そして自分事として捉えられないとなかなか人口減少対策は進まないと、このように言っております。そしてまた、人口減少対策を行っても効果が現れるのは40年以上先ですよとも言っております。そこで、子供を持ちたいと思う夫婦が出産、育児のリスクを減らすように、子供を社会全体で育てる考え方を広めるべきではないのかと言われております。このファミリーサポート事業も会員が20名と

いうことになっていると思うのですが、町としても今包括的の、社会福祉協議会に委託しているということは、これは知ってはいるのですが、ただ私の思いというのは、俗に言う広野町を離れて、そして我がふるさとに何十年ぶりかに帰ってきたと、そして広野町民の人たちといろいろ接してみたところ、どうもマイナス的な面と、なかなか尻込みするような人ばかりが多いなというふうなことが言われていました。ただ、それは、私も長年広野町にいるわけですから、これは当然人口の、4,500、5,000くらいの人口では全ての家庭が大体みんな少子の中で生活しているわけでありますから、なかなかそこの辺が難しいところがあるのかなというふうにご承知はしているのですが、ただこれから財政が厳しくなっていく中で、やはり勤めている町の人たちも、うちの中にいても、何かしてみたいなと、ああ、世話をしてみたいなという方もいないとは限らないと思うのです。ですから、包括センターに任せるのもそれもいいのですが、ただ町の人たちもこういう形をつくっていくということも、やっぱり町のために一生懸命やろうかという方もいると思います。体がなかなか大変だからできないという方もいるかと思います、この時代に。でも、そこが町のやっぱりつくるべき私は道ではないのかなということを思って、社協の取組は分かってはいたのですが、再度町長にこのような町の人たちの、ボランティアではないですが、そういう人たちをつくるためにこの制度があってほしいなと。予算からいえば、３分の２は国と県が出して、あと町は３分の１くらい出せばいいわけでしょう。ただ、20名というとこれはなかなか、預かる者の10名、預けたい10名、預けたい人はいるか分かりませんが、預かる側のほうの人を探すということはまだ難しい現状になるのかなと思うけれども、やっぱり町としてやるべき事業ではなかろうかと思って今回質問したところであります。町長、再度お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのおただしにお答えいたします。

まず、このファミリーサポート事業は、子育て支援に対して大切な事業であるとまず受け止めております。つきましては、現況における状況を確認して、要綱等を令和６年度つくり、そして対応できる体制を整えていくということとしております。これも当事業は全国で約半分、町村は962ありまして、千七百余の市町村の中で約５割ほどが着手をしているということにおいて、当町において夜間まで預かりをする展望に向けてどこまで対応できるか。都市部とこの地方における広野町の現況について、そういったことを鑑み、ただいま答弁で申し上げました13事業、地域子ども・子育て支援事業という取組、定義の中においてこのファミリーサポート事業が組み込まれています。それ以外の10には全て広野町は履行しています。それに合わせて社会福祉協議会において、これは委託事業として委託する。社会福祉協議会の組織体制というものもしっかりと捉えて今取り組んでおりますが、理事会を通してですね、この子育て世代訪問支援事業というものに着手したところであります。社協職員がですね。という取組をしていく。そういった取組の中において、今おただしの事業については展望していきたいというふうに考えます。この取組が極めて厳しい状況が各自治体

であるということを確認しております。お願いをする側と受け手をする側と、しっかりと連携を図って、この目的がしっかりと対応でき得る、そういった状況を捉えて取り組み、捉えていくということを念頭としています。そこには、ただいま触れました社会福祉協議会といういわゆる組織を、しっかりとその体制を整えて今取組を震災以降展望しています。福祉のまちとして福祉をしっかりと捉えていくということにおいて、この子育てに関する対応を町民の方の思いをしっかりと受け止めて包括的に対応できる体制を展望していきたいということを捉えて考えて、今令和６年度捉まえていくということでおります。

もう一点でありますが、少子高齢化の人口減少について申し上げたいと思います。人口推計のデータが消滅自治体という衝撃的な報道がなされております。このことに関しまして、国、県ご当局に、様々な方に申し上げています。広野町の考えを申し上げることについては、教育の子育てと社会福祉の充実を図る。医療は、県ご当局のご指導を広域の連携の下に、この双葉地方の展望をしっかりとお支えをし、被災地からの第２期復興・創生期間に向けて展望していただきたいということを申し上げています。福祉と教育の関係でありますが、その教育と福祉を今議員がご質問いただいている、おただしをいただいている展望に向けて、広野町の町民の方々のニーズに応えるべく、こども園と、そして町役場と、町と、そして社会福祉法人、社会福祉協議会と連携を、スクラムを組んで、そして対応に当たっていきたいと、こう考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　大体内容分かりました。ただ、私の意見は町民の方のご意見ということで今回一般質問というのをさせてもらいましたので、誰もいないということの中で私は始まったわけではありませんので、そういうやりたいという方もいるので、事務局、執行部側としてもそういうこと期待を持って、さらなる前進をお願いしたいというふうに思っているところであります。以上です。

続きまして、第２質問に移ります。地方公共団体の新地方公会計統一基準による地方公会計の整備について。地方公共団体は、現行の地方財政制度により、単式簿記、現金主義会計が原則でありますが、新地方公会計統一基準により財務書類を作成しなければならないそうですが、現在の町の作成状況はどのようなものですか。また、今後どのように活用していくか、方針を伺います。

２、行政職員は、財政的困難と改革の必要性を正確に理解しておりますか。また、地方公会計の財務書類等の作成と活用に関して、職員の意識改革や人材育成についてどのような取組をしていくか、考えを伺います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、地方公共団体の新地方公会計統一基準による地方公会計の整備についての１点目、新地方公会計統一基準により財務書類を作成しなければならないそうですが、現在の町の作成状況はどのようなものですか、今後どのように活用していく方針かにつきましては、平成27年１月23日付総務大臣通知、総財務第14号「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類類である公会計財務４表の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を平成29年度決算から毎年度作成し、町ホームページにおいて公表しています。公会計財務４表を基に算出した住民１人当たりの資産額、有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率等の指標値について、広野町と人口規模の近い福島県内の古殿町、中島村、飯舘村の３自治体と比較、分析を行っています。適切な行政運営を行うため、これらの指標値を参考に、公共施設の修繕や更新等に係る財政負担の軽減、地方債残高の圧縮、行政コストの軽減に活用し、取り組む方針です。

ご質問の２点目、行政職員は財政的困難と改革の必要性を正確に理解しているのか、地方公会計の財務書類等の作成と活用に関して、職員の意識改革や人材育成についてどのように取り組んでいく考えですかにつきましては、町独自の職員の地方公会計の指導については、令和４年度から公会計財務４表や財務分析の考え方、財政状況等を中心とした公会計制度に関する職員研修を開催するとともに、当初予算編成方針において社会情勢に応じた行政課題や町民への行政サービスが実現できるよう、歳入規模に見合った堅実な財政運営について方針を示すことを通し、職員における財務書類等の作成と活用に向けて意識改革や人材育成に取り組んでいきます。また、平成26年度、平成29年度において施行した行政組織改正を踏まえ、少子高齢化時代の変革、行政ニーズの多様化に対応し、将来への持続可能な行政組織の確立を念頭に、移住、定住の促進、ＤＸの推進等に向けて令和６年５月に行政機構改革検討委員会を立ち上げ、現行の行政組織体制等の検証、評価を行い、令和７年度予算において対応するべく、本年10月に取りまとめます。今後においても、職員研修等の機会を捉え、職員の意識改革や人材育成に確実かつ適切に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっと長いのですが、最後のくだりで言いたいことを出しますので、お聞きください。

現在、愛知県碧南市にある碧南火力発電所ＪＥＲＡは、今現在、アンモニアを20％混焼実証の試験を今年から開始するということになっています。それで、世界初の火力発電、CO_2の排出量が削減されるのだというようたい文句でやっているようであります。この火力発電所の電源需要を見る

と、８割が火力発電。しかしながら、国内のCO_2排出量の４割が火力発電だとも言われております。ところが、このアンモニア混焼実証試験に対して抗議する方もいるということなのです。というのは、最新鋭設備を用いても１トンのアンモニアを製造するのに1.5トンのCO_2が出るというようなことがあるので、脱炭素燃料とは言えないのでないかということも言われているのです。それと、Ｇ７も2030年までには全て火力発電は廃止すると。それで、日本も当然その2030年に迫られている状況もあるというようなことなのですが、これは石炭火力発電の世界の要請ということでやむを得ない事情で、再生可能エネルギーにかじを切るべきだというふうなことも言われているわけであります。

そこで、町の財政を見ますと、広野火力の税収は令和５年度だけを見ますと固定資産税額が25億5,000万円の税収があったと。広野の５年度分の一般会計予算は52億円でありますので、半分が広野町の財政に賄われているような状況だというふうなこと。そして、１、３、４号機が撤去されれば２億円弱の固定資産税も減額するという。これ５年度のことですがね。そういうことの中で、この新会計が設定されたことは、地方財政が厳しさを増す中で財政の透明性、説明責任を町民の皆さん、さらには議会に重要性が高まっているというようなことからこの整備が設定されたと国は言っております。また、この統一基準設定のいわゆる財務書類については、企業会計を念頭に置いて作成するということになっておりますので、我々はちょっとなじみがないというようなこともあるわけですが、先ほども町長、研修をやっていますということで、町は予算も見れば業務委託もしているというようなこともあるようなので、これは実際大切な分野だなと思っております。これから新しいものに突っ込むわけですから。その中に、税理士は例えば広野町出身だという方も聞いておりますので、一生懸命広野町のことも考えているような税理士だったので、これからいいものが出てくるのかなというふうに思っております。

それで、我々の議員の使命もこれは大事な分野に来ているわけであります。お互いチェック・アンド・バランスの関係で。先月は、議長の呼びかけで満場一致で、３か所にわたって町民と議員の意見交換会を開催しました。その中身では、町民の皆さんのお話を聞き、説明責任と重要性と町民の代表であるとの認識を強く感じたところであります。我々議員としても慎重なこれからの審議に、承認するに当たってもこういった公会計のことも学んでいかなくてはならないのでないかなというふうに私は思ったところであります。例えば町長、これはもう承認した済みの話ですから、気を楽にして聞いてください。つまり３月定例会のときに６年度の当初予算を承認した集会所の空調工事700万円ありますけれども、去年は猛暑の夏だったから各集会所につけてほしいという要望がたくさんあったのでしょうから、これは当然つけなくてはならないと思いました。私もそれは当然思っております。しかし、財源があるから20か所がぽんとできる、30万円以上の予算がつけられたということだと思うのですが、それでは今後のこの少子高齢化が迫る中で20か所の集会所が果たして、人口がだんだん減る中で必要性が迫られる、使う場所と使わない場所も出てくるのかなとちらっと

これを読みながら感じたところなのです。だから、そういうところも含めてこれからいろいろと試算していかなければならない時代ではなかろうかなということで、この公会計は私は必要というふうに思っているところであります。

そこで町長に伺いますが、３月定例会のときも質問した経緯もあるのですが、町長の答弁の中には国から交付税をいただかない不交付団体だよ、あと７年は継続しますよねって町長は言いましたよね。ただ、それは町長の思いで、町民の皆さんに安心感を与えるということであればそれはきれい事にはなるかと思うのですが、またその逆を考えれば職員の皆さん、幹部の皆さんも、これを思ったときに、あと７年もあるのかと、いや、あと７年しかないのだということで、どちらを町長は選ぶと思いますか。それと、町民の中には、町長には言いづらいですけれども、町長は３期目あと２年、そして万が一４期を目指せば４年、計６年、そういうことも試算しての７年で言ったのかという話も出ていないわけではないのです。だから、やっぱりここで私の言いたいのは、広野町は電力の町としてもう53年の歳月が流れております。裕福な町、これを築いてくれたのは、昭和46年に誘致をした首長。町長、分かりますよね。それと議会の皆さんがあってこそ、この今の現在があるのかと思います。歴史を振り返れば、炭鉱が廃鉱になり、そしてその後それぞれが出稼ぎ労働者になって、家を離れて稼がなくてはならない時代もありました。それが昭和46年以降、広野町で働ける時代が来たということは大変私も感謝しているところであります。町長、現在、町予算としては特別会計も含めて80億円近くあるとするならば、今4,500人の人口の、本当にその予算でいいのかどうなのかということはこれは大変我々も慎重に考えながら、これからの展望を含めて考えていかなくてはならないことではないかな、それには今までの財政の仕組みと、あと公会計を使いながら、この裏づけとなる資料を持ちながらいろいろと予算書をつくっていくということがやっぱり大切だし、私たちもそれを知りながら、町民の一番近いところに我々はいるわけですから、説明できるような形にやっていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひともこういったものがあったときには積極的に我々に報告していただきながら、私たちも勉強してやっぱりやっていかなければならないというふうに感じているところであります。町長、再質問お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのおただしにお答えをいたします。

まず、火発について申し上げますと、火力の町として来た広野町の歴史、展望においては、ＩＧＣＣ、石炭ガス化複合発電プラントという、そしてかつ安定電源供給を関東に送っているという使命、誇り、そして今話がありましたが、大きな雇用の確保がなされているということにおいて、ゼロカーボン、ゼロエミッション、火発としての電力事業者が展望することにおいて、福島イノベーション・コースト構想推進機構と共にその協議と展望に当たっていくということで捉えているものでございます。ただいまのアンモニア等々については控えたいと思います。

２つ目でありますが、いわゆる公会計制度についてでありますけれども、令和４年度、５年度と

税理士への委託をしています。この新公会計制度に基づいて。社会福祉協議会は、これはいわきの地元の税理士事務所であります。複数の税理士の先生がいると伺っています。社会福祉協議会のほうは、これは郡山の福祉に関する税理士にお願いしているところです。福祉の特異的な会計処理をしていただいています。振興公社のほうも同様であります。振興公社も税理士さんに頼んで委託しております。町としては、代表監査役、監査の皆様の下でいわゆる財務書類の手続、税は含まれませんけれども、ということにおいて決算処理を９月にしていただいて、指標等々における評価をいただいているところであります。

そのことを踏まえて、公会計制度における税理士の報告を１点だけ申し述べたいと思います。指標等々がある中の一番最後なのですけれども、受益者負担の割合という項目があります。受益者負担の割合が、先ほど申し上げましたように、人口規模と同等の町との比較において広野町は令和４年度受益者負担率が14.2%、前年度よりも9.7%増加しましたと。他団体平均よりも数値は大きいものとなっていますと。このことは、ただいまご指摘いただいているように、プラントからの固定資産税が増加をした。その前年は交付団体となっております。令和３年度。このことについては、年度における余剰金が会計法上出る。そのことがこの受益者負担率を上げている。その負担率は、これは法人、住民並びに、もしくは法人、法人における行政コストに対する負担を受け止めてもらっているということになります。しからば、ただいま大規模償却資産税によってその指標が１以下となれば、これは交付団体となると。私が７年後と言ったのは、13年を経過して７年後は震災20年であります。これは予測値であるので、５年、10年のスパンで申し上げるのが妥当であるという会計上の念頭からのことであります。これは数字についてはあえて控えますが、今町制施行84年を刻んでおります。震災から20年目、震災から30年が令和22年となりまして、町制100年を迎える。そういった時間軸を捉えます。今厳しい財政状況ということにおいて、あえて言葉を添えさせていただきますが、町制100年に向けてこの財政力指数は堅持されますということを確認して予算措置に当たっています。そのことは、10年、20年先に向かっていく際に町をしっかりと存続させることについては機構改革が必然であると。そして、今執り行っている復興等々をまとめていく。そして、住民のニーズに応える、先ほど申し上げましたが、福祉と医療、いわゆる住民に直結する教育と、そのことを捉えていくという展望に当たり、今様々な展望に向けては、町の資産の老朽化が昭和の終える際から三十有余年の今時間を刻んでいます。その中において、しっかりと中長期的な資産形成のロードマップ、計画性を立てるということにおいて、今その震災からの20年、30年に向けて試算をしてからのことであります。ということにおいて、職員の意識改革においては、公会計の会計処理においてその指標と目的と実態についてどの状況にあるのか、どこに広野町は立っているのかということを、まず職員がそれを自覚してそこに立つと。そして、年度ごとの展望において多様化する住民のニーズに応えていかなければならないと考えるものであります。

ただいまご指摘いただきました集会所の冷房等々については、これも慎重に議論をしました。今

児童館、１つだけ触れますと、簡潔にいきます。児童館の冷房装置は、それは今３年、４年前のときの猛暑日に避難所から１台それを急遽移設していただいて、児童生徒の健康管理に当たった。一番天井の広い大広間の部屋でありますけれども。そういった経緯をしてきました。御議会が住民の皆さんとの意見交換を捉えられていくと心からの敬意、一言であります。町民の声を大事に我々は取り組んでいくことにおいては、住民説明会と行政区長会、１年を年２回に増やし、令和の時代から今６年目を迎えております。そういった中においてお話が出た。そのことにおいて職員等々と協議をして、これからの展望に向けて対応していこうということにおいて、結果として簡易的な冷房装置というものを念頭としたものであります。これも避難生活から帰還をして、コミュニティーを大切にするということにおいて、行政はやはり公平性でありますので、求められる集会所等々についてひとしく予算を軽減して当たって計画をしたものでありました。

ということで、まとめとしましては、この公会計の新たな統一基準をもってして、これは固定資産台帳を補助簿、補助の資産として、この固定資産簿を表に出すことなく、指標はオープンに、ネット、掲示をされています。ひとしく県内59の市町村が同様に取り組んでいる取組であります。他の同じ自治体のいわゆる財源措置を比較して、その分野ごとにどこに立っているかをお示ししている内容でありますので、そういった会計の処理、令和４、令和５と取り組んでいます。その連結していく社協も同様でありまして、また振興公社も同様であります。そういった観点から、適正な会計処理の下に健全経営を念頭としていくとしているところであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　懇切丁寧なご説明ありがとうございました。ただ、町長、私も職員時代もありましたから、いわゆる財政は財政担当が大体全てやると。他の課も財政やったらいいのではないのというのが、この世の中みんな職員だって勤め人でありますから、そのとき、固定資産、固定資産って今町長何回も言ったけれども、では本当に固定資産の台帳が整備されて、それを私は望んでいる、逆に言うと。それが職員全体で取り組んでいくという姿勢だと思うのです。例えば町民の皆さんが車を買ったと。そうすると、買ったらば払うのは保険とか自動車税とか燃料代。それは払うでしょう。だけれども、道路はどこ走るのだといったら、道路とか橋とか、そういったもの走って歩くわけでしょう。その整備するのは誰だといったら町でしょうよ。だから、そこにおいて税というものはいっているのですよということをやっぱり町民の皆さんにも説明しなくてはならないのです。そうしない限り今の町民の皆さんはそう簡単には許しませんよ。我々これ今回歩いてみたけれども。だから、やっぱりこれは全体で取り組まないと。この固定資産あたりだってこれは大変です。だって、自分たちの所管のところの道路、水路全てをみんな固定資産の計画に当てはめてつくっていかなければならないわけでしょう。それをやる人は大変なことです。だから、大変だからみんなで一緒になってやらないと駄目よって私は言いたかったのです。町長、だからあえてなかなか大変

な業務をしていく上において、これはみんなで取り組んでほしいということを町長のほうから職員全体に諮ってほしいという思いもあって今回の質問に至った経緯もあるのです。町長、そこなのですよ、私言いたいのは。それでなかったら職員は動きませんよ、だって。こんなもの、だって面倒くさくてやらないもの、現実。本当に国の仕事、町の仕事全部ひっくるまって我々にみんな出てくるわけだから。それをまたこっちの仕事もでは一緒にやれなんていったってこれは大変ですよ、職員は。そのところを町長のトップリーダーとして職員の皆さんにやっていただくという、そういう姿勢の心もなくてはやっぱり、やれ、やれでは動きませんよ、人は。だから、そういうところも含めて職員の皆さんにはそういうことをお話ししながら仕事を進めてほしいなと、この公会計を何とか成功してほしいなというのが私の思いなのであります。そういうことで、町長の意見は要りません。理解してくれたでしょうから、これで終わります。ありがとうございました。町長、いいでしょう、今の件。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁何かありますか。

○２番（渡邉忠義君）　ある。あるのなら言って。

○議長（渡邉正俊君）　では、町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのおただしにお答えをしたいと思います。

まず、固定資産台帳２つありまして、固定資産台帳の管理については情報を漏れることなく対処するということです。新しい公会計に基づいて各課が連携を図って適切に固定資産台帳、いわゆる町の財産というものを明確化する。それが先ほど申し上げました公会計に当たるということであります。

２つ目として、職員の受け止め方については、これまでも同様に、予算編成時、また補正予算編成時、今申された担当箇所において試算表をつくり、いわゆる収支決算の予測等々をつくり、そしてそれを職員等に説明をし、各課等と私は三役と共にヒアリングに臨んでいます。そういった取組を通して、また包括的に、会議等々もトータル的に捉えて、ただいま議員おただしの将来にわたって住民の生活を、福祉の資質向上に資するべく、この在り方、健全な行政運営を捉えていくということで今おりますので、改めてただいまおっしゃっていただきました、ご指摘いただきました職員自らが公会計処理を念頭として適切に対応することを各課連携の下で取り組んでいくことを私としまして重ねて受け止めてまいりたいと思います。

そして、町民の方々の理解をいただくことにおいては、これは誠実に、お問いがあることについては町長への手紙をはじめ、会議等々も含め、日々の中でも様々な委員会等々を通しながらも町民の方々のお話を伺いながら対応に当たっているところであります。つきましては、重ねて誠実に、質問いただいたことには明確にお答えをして、適切な行政運営という日常業務遂行に当たっていきたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　大変長時間にわたりまして、９月の予算を楽しみにしていますので、これまでにない予算の説明で、期待していますので、よろしくお願いします。総務課長、よろしく。

終わります。

○**議長（渡邉正俊君）**　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

〔何事か声あり〕

○**議長（渡邉正俊君）**　町長。

○**町長（遠藤　智君）**　恐縮ですが、時間ちょっといただきたいのですが。３分だけちょっと時間をいただきたいと思います。恐れ入ります。

○**議長（渡邉正俊君）**　では、３分ぐらい、ちょっとの間休憩いたします。

（午前１１時２６分）

○**議長（渡邉正俊君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２７分）

◇　高　木　光　雄　君

○**議長（渡邉正俊君）**　一般質問を続けます。

３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○**３番（高木光雄君）**　高木です。それでは、一般質問の通告書に従いまして質問いたします。

①、相続登記義務化について。１番、令和６年４月１日より相続登記が義務化されました。義務化により、相続（遺贈も含む）によって不動産を取得した相続人は３年以内に相続登記の申請をしなければなりません。町として、この義務化を町民へどのように周知し、支援実行していく予定なのか伺います。

２点目としまして、特に東日本大震災後、町内で空き家（居宅、店舗、事務所等）が多く見受けられます。町で把握している空き家総件数を伺います。

また、防犯上、衛生上、老朽化に伴う飛散等に対して、近年、住民からの相談や苦言の有無を伺います。また、これらの対策を誰がどのように実施しているのか、現況を伺います。

以上です。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、相続登記義務化についての１点目、相続登記義務化について町は町民へどのように周知し、支援実行していく予定なのかにつきましては、全国において相続登記がされていないため登記簿を見ても直ちに所有者が分からない所有者不明土地が増加し、手入れが行き届かず、周辺の環境悪化や公共事業への弊害などが社会問題となっていることから、国は令和３年に不動産登記法を改正し、令和６年４月１日より相続登記義務化が施行されました。町は、福島地方法務局の要請を受け協議を執り行い、令和６年３月に法律の概要を記載したチラシを各戸配布し、令和６年５月には令和６年度固定資産税納税通知書に所有者向けのチラシを同封し周知しました。所有者不明の不動産により、町内における環境悪化の防止、公共事業を計画する上での用地の確保は重要と捉え、法に基づき関係機関と連携を図り、相続登記の適切な対応の整備に取り組みます。相続登記義務化については、町ホームページや広報紙に掲載し、町民への周知に努めます。

ご質問の２点目、町で把握している空き家の総件数につきましては、防火の観点から、平成31年２月から３月において町消防団の協力を得て空き家調査に取り組み、住宅や倉庫など合わせて80件の空き家を確認し、所有者の調査を実施しております。防犯上、衛生上、老朽化に伴う飛散等に対する住民からの相談や苦情の有無につきましては、調査後の令和元年度から令和５年度までの５か年に16件の相談等が寄せられております。いずれも空き家の適切な管理が行われていないことで立木や雑草等が繁殖して著しく景観を損なっている、火災発生のおそれ、治安の問題等の理由から枝葉の伐採や雑草等の除草を求める内容となっています。これらの対策を誰がどのように実施しているのかにつきましては、町が空き家の所有者に対して当該物件の適切な管理を指導し、所有者の責任の下で対応に当たっており、相談等の事案については処理は完了しています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　この制度というか、４月１日からということで、今町長から町民の方にはある程度は周知されたということなのですけれども、先ほど私空き家ということ関連して聞きました。先ほど議員からの質問に関しましても、独り暮らしとかいろいろあるというようなことでちょっと伺っています。

それで、私のほうで、先ほどちょっと話あった東日本大震災後、津波とか、あるいは地震とか、住居が全壊、半壊、あるいは東京電力福島第一原発の影響でいつ戻れるか不明なこともあって家屋を解体しない方います。また、建物を解体撤去後も家を建てないでそのまま空き地になっているというところもあると思いますし、１割の方がまだ広野町に戻っていないというのも多分ここ数年続いていると思います。その方も、住まいはこのまま広野に残しておくという人も結構いると思いますし、あと商売をしている方とか、あるいは事務所を開いてしたとか、そういったことも多分広野のほうに空き家をそのままにしているというのが少なくないのかなということがちょっとありま

す。そういったことも含めてやっぱり、先ほど相談に関して80件空き家があって、それから十五、六件ですか、10件くらいいろいろな管理に関して町のほうにそういう苦情があったということで、それは多分それで対応していると思いますけれども、先ほど言ったように、今後この制度化の本当の目的は、最初町長が言われたように、公共工事やるにしてもいろいろ問題があると。それから、やはり独り暮らし、あるいは今実際に独り暮らしでなくても相続関係でいろいろ問題を抱えている人が多くいると思うのです。そういったことで、やはり町としてこういう広野町の独り暮らしとかいろいろ、相続に関しても、これは確かに法律的なこともあるのですけれども、やはりそういう窓口を私はきちっと整えておいたほうがいいのかなということでこの質問していますけれども、もう一度町長、その辺どうか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの小さい項、解体等々において、避難等々においての方々への固定資産における対応の窓口についてまずお答えしたいと思います。

この窓口については、総務課が窓口となり、そして各課の連携の下に対応に当たっています。これは繰り返しとなりますが、今職員85名体制でいます。そこに後ほど会計職員の話を申し上げたいと思いますが、この職員体制の下で法に照らして対応でき得る、履行でき得る体制を捉えて取り組んでいるところであります。

そこで、具体的なこと一、二点申し上げたいと思います。いわゆる公示送達という、どこに住んでいるか分からないという方々も中におられます。そういったことで、公示送達、公の送達ということで、町が方々にこの通知を送るという、代わっての取組を対応しています。その件数が40件。令和２から令和５まで足し算をしますと40件あります。こういった宛先不明で戻ってきた税の公示というものを対応に当たり、かつ７日を過ぎた場合には町の掲示板に掲載を掲示しています。これは、連絡が取れないということで掲示しています。ということの対応にその窓口の下で、各課連携の下で対応に当たっています。

項をちょっと戻りますが、空き家対策特別措置法というものが法制化されていまして、適正管理のために助言と、２つ目に指導と、３つ目に勧告と、４つ目に命令が明記されております。空き家の定義からですね。ということにおいて、町内にもやはりその所有物件が著しく環境を懸念する物件もあります。そういったことにおいて、法的に今相談をしながら、住民の生活の安全の確保に当たるということを固定資産の管理の面から捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今指定空き家という話出ましたけれども、これは町として何件かあるのかどうかということと、取りあえずそこあるかどうかだけちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　空き家の実態につきましては、まずただいま申し上げました80件が調査の結

果でありまして、それは空き家の定義に基づいて表面化して、地図上の名称から建物、倉庫等々の確認をして方部別にまとめたものであります。ということで、役場のＧＩＳを使ってそれを捉えております。よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　この件でもう一点です。

今先ほど空き家制度に関して住民のほうに１回か２回は周知したということなのですけれども、こういったものをやっぱり１回では無理だと思うのです。こういうことを町のいろんな講習会とか、これ職員もそうかなと思うのですけれども、そういったものを今後やる予定があるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　町民の方々に向けて説明、周知をすることは、この法の改正に基づいて大切なことでありますので、現況こうした空き家というものが現在に至っています。については対応に当たっていくということで、令和６年度を捉えるに当たり取り組んでまいります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　この制度に関しては、先ほども申しましたけれども、空き家も含めてなのですけれども、やはりこの町、広野町でも高齢化進みますし、そういった遺産のこととかいろんな問題が多分生じていることが多くあると思うのです。ですから、これは一個人の問題でもあるのですけれども、相続とかね、だけれどもそういったこともやはり町としてある程度把握したような形で、これはいろんな課と相談して、あと先ほど言ったように研修会とか、あるいは行政の区長とか、いろんなことを含めて適時そういったものを周知していただければなというふうに思います。

それでは、続いての質問にちょっと入らせていただきます。この通告書の前に、昨年の12月の一般質問のときに私のほうで広野町の正規職員の給料、役場で給与を支払っている人は何人いますかって伺った結果、会計年度任用職員も含めて137名という回答をいただきました。あと、臨時職員の採用に当たっては、各課長と相談の上、年度初めの募集と、期中の中でも必要に応じてかけるというような答弁をいただきました。そこで、改めて②として会計年度任用職員他募集についてということで、１、町では年度事業を執行するに当たり、正規職員業務補助のため、非正規職員として毎年４月１日採用の会計年度任用職員や交通教育専門員、推進員、これは環境美化ですね、ほかを広報ひろの及び回覧等で募集しています。そこで、令和４年度、令和５年度において、これらの定員過不足や業務成果について伺います。

それと、２番として、今年に入り県内自治体で不祥事（情報漏えい、公金横領、盗撮、入札不備等）が発生しております。当町での全職員のコンプライアンス遵守対策は十分か伺います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、会計年度任用職員他募集についての１点目、令和４年度、５年度において定員過不足や業務成果についてにつきましては、各課における業務執行に際し、必要とする事務補助や保育士などの有資格者等について、回覧及び町ホームページにおいて公募を行い採用しています。会計年度任用職員につきましては、令和４年度においてフルタイム勤務職員31名、パート勤務職員11名、令和５年度においてフルタイム勤務職員38名、パート職員13名となっています。交通教育専門員につきましては、令和４年度及び令和５年度において４名となっています。環境美化推進員につきましては、令和４年度、令和５年度において10名となっています。警戒パトロール隊については、令和４年度、令和５年度において４名となっています。定員の過不足につきましては、令和４年度の会計年度任用職員において、こども園における看護師フルタイム職員１名の応募がなく、看護師パートタイム職員を採用し対応しました。会計年度任用職員等については、町民の福祉向上に向けて業務の遂行に当たっていただき、行政目的は達成していると捉えています。

ご質問の２点目、当町全職員のコンプライアンス遵守対策は十分かにつきましては、職員は地方公務員法第31条の規定に基づき職員の服務の宣言を行い、広野町職員服務規程及び会計年度任用職員の任用、服務等に関する規定に基づき服務に当たっています。地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止や同法34条に規定する秘密を守る義務等の服務規律につきましては、福島県自治研修センターでの研修、会計年度任用職員等に対する町独自の説明会、情報セキュリティ研修会、課長等会議、全職員による月例及び各課における朝礼、週間情報共有会議等において全職員に対し服務規律遵守等の徹底に取り組んでいます。他の自治体において情報漏えい、公金横領等の不祥事が発生した際は、事象確認から個別内容に理解を深め、法令遵守の徹底を図っています。今後においても、年間を通し様々な機会を捉え、全職員のコンプライアンス遵守、服務規律遵守に確実かつ適切に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今会計年度任用職員とか専門員の方、人数聞きましたけれども、これらの人は令和４年度、５年度も含めて大体同じようなメンバーなのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　会計年度任用職員の方々の任用の在り方については、新しく設ける方は当然新しくなりまして、その方々によってはやはりローテーションといいますか、仕事ができないということでお辞めになる方もおられます。随時案内に当たっているところもあります。ということに

おいて、職員の方は継続されて取り組んでいる方が多いという状況にあります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今の返答ですと、大体は同じような人が採用されているというふうに理解してよろしいですか。

先ほど会計年度任用職員に関して、通常の正規職員に関しては講習を受けていますよね、財団法人福島自治研修センター。これに関しては正規職員だけであって、今こういった臨時の方というのはやっていないのですか、ちょっと伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　会計年度任用職員に関しましては、町独自でコンプライアンス遵守に関する説明資料を作成して、その作成の下に会計年度任用職員に対して研修等に当たっています。職員は、福島県自治研修センターで階層別に倫理の対応、コンプライアンスの対応を年度を通して取り組んでいます。そういった職員の下で会計年度任用職員において、繰り返しとなりますが、広野町独自の資料を作成して、会計年度任用職員の方に受け止めていただけるように説明に当たっています。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私も会社にちょっと長年勤めていたのですけれども、一番その会社で重要なことはやっぱりコンプライアンス、あるいはハラスメントなのです。これはやっぱり人間ですから、１年やると忘れてくるとかということがあって、年２回くらい必ず第三者の人が来て教育をします。やっぱり所内ですとなあなあになるとかそういうことがありますから、できればそういう公費、臨時の方も第三者の方がしたほうが私はいいのかなというふうにちょっと思います。ただ、どっちにしてもこういったコンプライアンス上は、特に役場の人は大体町民と接しているサービス業というか、やっぱり個人によっては物すごく大事なところに突っ込んでいくわけです。そういうところも踏まえていろいろ相談に乗らなければならないことなので、やっぱりそこのところは十分、先ほど庁内で、各課でいろいろやって、臨時の人にはそういう協議するって言いますけれども、小さなことが大きくなる可能性もあるので、その辺は十分やったほうがいいのかなというふうにちょっと思いました。

あと、交通教育専門員とか、あるいは環境美化推進員、そういった方は大体町の町内をいろいろなことを実施してもらっていますけれども、この方から、町内を見ているわけですから、いろいろな、例えば先ほど北郷議員が道路関係、そういったことでも結構、例えば道路に草が生えているとか、あるいは木が生い茂っているとか、信号が見えづらいとかっていろいろあると思うのですけれども、接触したことによって要望的なものというのは多分あると思うのですけれども、そういったものは町として、担当課あるかと思うのですけれども、その辺はどういうふうに対応しているのかということだけちょっとお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　今環境美化推進、パトロール隊も含め交通専門員の方々の対応において、町民の生活に資するために取組をいただいていることに関してどう対処、町としてするのかにつきましては、業務日誌を提出いただいておりまして、日々の取組を、取り組んだその担当職員が報告をしてもらう。例えばこの地域にごみが落ちていました、この交差点には危険性が例えばあるので木を切ってほしいとか、様々な受け止めた事案を、報告を受け止めています。ということで、業務を執り行うに当たっては、職員がどのような考えを持って職務に当たっているかということを担当課長が職制の下で受け止めていくということが肝要でありまして、ついては取り組んでいただく業務からさらなる業務の改善に向かっていく、広がりを向かっていく、よりよい業務の在り方を展望するということでありますので、重ねてこれも繰り返し唱えながら取り組んでいくこととしたいと思います。

１点だけちょっと補足させていただきますが、事案、事象について、先ほどの外側からのご指摘等々、これはとても外からの視線というのは大事なことでありますので、まず様々な報道されている情報等々はネットにアップをして、日々の中で確認することを伝えています。そして、来訪される方々においては、職員自らお声かけをいただいております。国の方、県の方、トップの方に職員と交流を図ってもらうべく、挨拶をいただいております。重ねてハラスメントに関する条例、要綱については、令和２年度に等々をまとめて取り組んできております。ついては、令和６年度で条例等々というものを捉えていきたいと、それも行政改革の取組と併せて展望していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまの時間は11時57分であります。３番、高木光雄議員の一般質問が終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、３番、高木光雄議員の一般質問が終了するまで時間を延長することに決しました。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これで終わりますけれども、冒頭で申したように、いろんな不祥事がこの県内でも起きているということで、当町でも去年ちょっと一部ありましたけれども、そういったこと絶対にならないように。私先ほど言ったように、やっぱり働いている職員というか、これ人事のあれも何にも関係ありません。先ほど百三十何人って言いましたけれども、その方たち全員そういったことで、これは絶対に今後、広野町がそういった報道でまたなんていうことにならないように、その辺はどんな小さなことも含めて教育をしていただきたいというふうに思います。

これで質問終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の４名であります。

これで一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期２日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前１１時５８分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　門　馬　まりえ

署名議員　　西　本　久　雄

第 2 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和６年第２回広野町議会定例会会議録（第２日）

令和６年６月１２日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第２９号　広野町原子力災害による被災者に対する令和６年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について
日程第　３　議案第３０号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第３１号　民事調停の申立て等について
日程第　５　議案第３２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第２号）
日程第　６　議案第３３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　７　議案第３４号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　８　議案第３５号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第　９　議案第３６号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１０　議案第３７号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１１　議案第３８号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１２　議案第３９号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１３　議案第４０号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１４　議案第４１号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１５　議案第４２号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１６　発議第　１号　広野町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第１７　発議第　２号　広野町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第１８　発議第　３号　学校給食費無償化を実施することを求める意見書
日程第１９　発議第　４号　県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書
日程第２０　発議第　５号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
日程第２１　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松　和真	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤　義宏	君
健康福祉課長	佐藤　尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　淳	君
参事兼 町民税務課長	猪狩　裕一	君
会計管理者兼 出納室長	北郷　智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加賀　博行	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨岡　圭介	君
代表監査委員	鯨岡　公一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林　聡宏	君
議会事務局書記	黒田　峻介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第２回広野町議会定例会第２日目を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いで結構ですので、自分の体調管理に気をつけてください。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

２番　渡　邉　忠　義　君

３番　高　木　光　雄　君

を指名いたします。

○議案第２９号　広野町原子力災害による被災者に対する令和６年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第29号　広野町原子力災害による被災者に対する令和６年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第29号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災に伴う原子力災害の被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料についての減免措置を講ずるため、新たに条例を制定するための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　この減免措置におかれましては、町長のほうで大変国に対してこれまでの期間、要望を毎回されてきたというふうに私は聞いているところであります。長い間ご苦労さまでございました。今回、町長がこのように国からの財政支援ということ出されたわけでありますが、これはやむなしということで今回の条例に提案したかと思いますが、町長の一言をいただきながら判断をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○**議長（渡邉正俊君）**　町長、答弁。何かありますか。

町長。

○**町長（遠藤　智君）**　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えをいたします。

この医療費の減免措置等については、これは避難を余儀なくされてからの旧緊急時避難準備区域の国における取扱いについて納得できるものではないと、住民方々が被災された状況の中で、避難生活を送る中において、生活再建を念頭として支援をしなければならないという責務が国にあるということにおいて、４市町村が一丸となって要請に当たってきたものであります。令和３年の閣議決定に至って、この令和３年が平成23年から10年目でありました。10年までは確実に支援すべきと、いわゆる第１期復興・創生期間は捉えるべきということを直訴してきました。翌令和４年、11年目においても同様にこの支援を講じていただきました。そして、令和５と令和６において一部負担金と税の減免措置が給与所得の制限の中で対応してきたことについてはソフトランディングをして、生活再建に向けた著しい生活の影響を緩和すべしということから、11年、12年、13年、14年目の令和６年度に至ったということであります。つきましては、この医療減免措置が終えんするに当たって、税収納に関する国の責務を果たすべきことであるということとともに、特段双葉地域において医療体制の強化というものを責任を持って対応すべしということで、今これからの第２期からの第３期の医療体制の整備に力を尽くすべしということを直訴を重ねてしておりまして、つきましてはその支援を講ずることを約束を取り持って、そしてこの閣議決定に臨んだものでありました。つきましては、これからも４市町村の生活再建を念頭として要望を繰り返してきた取組については、来年、南相馬市の下で取り組んでいくという方向で今進めているところであります。この減免措置が終えんしてからも生活再建、医療というものを念頭として、国の果たす支援というものをしっかりと唱え続けていくという体制をしいているところでございます。これからまた続いていくという取組にあります。ご理解賜りたいと存じます。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　ただいまのお話ですと、さらに医療、福祉については継続して取り組んでいくというふうなことをお聞きしましたので、了解しました。長い間ご苦労さまでございました。

○**議長（渡邉正俊君）**　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第29号　広野町原子力災害による被災者に対する令和６年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第３０号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第30号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第30号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年度の国民健康保険税を賦課するに当たり、税率の変更及び軽減額の改定を行うため、当該条例の一部改正が必要となり、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君に申し上げます。挙手のほか、議長と言って自分の議席番号を押して挙手してください。分からないので。こっちで聞こえないから。

では、２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今国民健康保険の税率の内容等々をお話をいただいたのですが、後期高齢者分が今年は減額されているようなのですが、ただ５年度分が昨年は高かったようで、４年度分はそれ以上下がっているということなのですが、昨年度があまり取り過ぎたものだから今月下げたとい

うことなのか、この辺の経過が、郡内的な状況なども踏まえての結果なのだろうと思うのですが、ほか全て上がっている状況なのになぜ後期高齢者が上がっているのかなというふうにちょっと感じたものですからお願いしたいのですが、税務課長。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問お答えいたします。

まず、国民健康保険税につきましては、県で標準税率等を定めます。その際に被保険者数なども推計しながら定めております。実際に今回後期高齢支援分を算定したときに、県が推計した被保険者数よりも町で算定した被保険者数が多くなっていることから、その分税率、金額が下がっているというふうになっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第30号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第３１号　民事調停の申立て等について

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第31号　民事調停の申立て等についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第31号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町営住宅の家賃滞納者等に対して滞納家賃等の支払いを求めるため、裁判所に調停の申立てをいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　このような事例というのは今まであったかどうか、まず１点伺います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

過去において１度ございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　議席番号と、お願いします。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今この調停申立ては、――さんですか、この人は今この桜田住宅に入っているのですか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

この桜田住宅の住所である――さんにつきましては、居住はしておりません。退居しております。ただ、住民票を現在の居所に移動していないということで、あくまで今回の住民登録を行っている広野町の住所で調停の申立てを行うということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これ未納が要するに令和２年７月ですよね。ということは、これもう４年くらいたっているのですけれども、何で今この時期にこの調停を、先ほど言ったようにずっといろいろやり取りしていたのでしょうけれども、この４年間で何回やっても駄目だったということでこういう調停に持ち込むということなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

なぜこの時期で調停の申立てなのかということでございますが、先ほどご説明申したとおり、滞納者に対しては督促、催告、戸別訪問等を行って、基本的には滞納家賃をお支払いくださいということで、基本的には分納誓約書という払う意思を求める書面を徴収してございます。その誓約書に基づいて滞納家賃のほうを徴収していると。しかしながら、今回の２件の申立人に関しては、そういった分納誓約の提出もいただけないと、払いませんよというような発言もございます。ですから、今回まずは調停で和解を求めていくというような取扱いをするということで、これまでの経過を踏

まえて今般の申立てになったということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　滞納ということなので、ちょっと私も職員時代２年ほど滞納のほう、徴税のほうやったものですから、これ職員の方にちょっと聞きづらいので、町長はこの提出の決定権でありますので副町長にお伺いしたいのですが、今回のこの提出した経緯に当たっては、副町長も内容等は重々把握した上でこれは当然だというふうな結果が出たのだろうと思うのですが、いわゆるこれが本当にこの形でよかったのかどうかという疑問もちょっと残るような部分もあるものですから、副町長の見解としてこれを決定したというのの真意をちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

今回の事案、２名の滞納ということでございますが、今回の議案を提出するに当たり、今ほどの総務課長の説明を受けました。ご本人がどうしても支払わないという意思でございますので、一方ではいろいろな事情もありながら支払っている方もいるということで、そのような今までの対応を鑑みますと、今回、議会のご議決を頂戴しまして調停の申立てをするのが適当ではないかと判断し、合意して町長の決裁を得たというところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ということは、この間、今先ほど高木議員と同じように、住宅滞納すれば、３か月滞納すればもう督促状を出していいということにもなっていますよね。これまでの３年分とそういう経過、職員がこれまで取り組んできた経過などの書類なんかも全て見た中での判断だったのか、再度お聞きしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　職員ですから、この方々に対しまして書類でいろいろな対応の記録はあるものとは思いますけれども、書類をつぶさに拝見したのではなく、総務課長から事情を聞いて、これが正しいと、調停するのが正しいと思いまして合意をしたところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいまの意見は大変職員に対しての信頼関係の中でそれはいい取組かと思いますが、この――さんというのは石川町に住所をもう有しているということですよね。ただ、下の方は広野のままだと、そしてどこかにトンズラしてしまったということなのでしょうけれども、これは担当者の問題か分かりませんけれども、いわゆるこの方は令和１年から令和２年７月までいたと。７月まで。そうすると、その後が石川町に行ったのかと思うのですが、副町長、このときに、役場は１つで今やっていますから、戸籍だの、総務課の住宅担当、徴収担当者はお互い連携というものもあってしかるべきではなかったのですか。例えばこの方が戸籍に来て、転出しますと、戸籍

ならばいわゆる担当者から言われていれば、ちょっと待ってください、総務課のほうにご用事があるので、そちらの話も聞きながら転出届をしますよと、そういう連携というのはあったのかどうか。そういう話はちょっと、副町長のほうから総務課長にはそういう問合せもしてみなかったのでしょうか。まず一番のときしかやっぱり、そこのところと私は思っておったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　ただいまのご質問につきましては、過去のご本人さんが退出するときにいろいろ役場で連携して聞いたのかどうかについては、私は確認をしてございません。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今後ともよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　３回目で最後にしてください。

○２番（渡邉忠義君）　はい。それで、こういう不誠実な滞納者というのは、この間、この方は先ほど条例で減免措置でない、国保税を納めた世帯ですよね。国保税は入っていなかったのですか、町民税務課長。国保税に。それの滞納というのはなかったのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

その当時、国保税に加入していたかどうかの確認については、現状今できておりませんので、後ほど確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ちょっと１点だけお聞きしたいというか、先ほど総務課長の説明の中でも何度か足も運んで、本人意思という中で払う気がないというような発言もあったというところなのですが、そういった中で要は払わない理由、なぜ払わない、なぜ払えないのですかというところの確認というのはされていたのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　まず、ただいまの７番、遠藤浩議員のご質問にお答えします。

今回申立てする２件については、分納誓約の提出をいただけないということで、先ほどの答弁のとおりでございます。１人の方については、震災時の町の対応に不満があるのでというようなことを一言いただいている件がございます。もう一名の方については、払う意思がない、その根本的な理由というものについてはちょっと把握ができていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　すみません、１点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、お一人の方、住宅のほうに住民登録が残っているということだったのですけれども、こちらのお部屋については現状公募等は問題なく行って、新しい入居者とか探したりとか、入居者さん入ったりとかでき

ているのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

当該住宅については、基本的には公募を行い、通常の貸与を行っております。あくまで――さんにつきましては住民基本台帳法に基づいて、本来であれば住んでいるところに住所を移さなければいけないというところもございますが、震災時やはり広野に住所があったということで、何らかの意図があって動かしていないのかなというふうに拝察しております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　すみません、１回で終わらなくて申し訳ないです。もう一点だけ。

連帯保証人の方それぞれいらっしゃいますけれども、この連帯保証人の方も支払わないということで確認が取れているのでしょうか。ちょっとそこ教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

連帯保証人のほうにも併せて催告のほうをしてございます。ですから、連帯保証人さんのほうには払う意思の確認まではいたしておりませんが、今般、調停前に最終の催告ということで、内容証明を付して催告のほうを行っております。その動向を鑑みながら今後調停等の対応に当たっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号　民事調停の申立て等についてを採決いたします。

本案を原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第３２号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第32号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第32号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ１億431万2,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財産管理費、地域振興対策費、社会福祉総務費、児童措置費、消防施設費の増額計上のほか、４月１日付の職員の人事異動に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫支出金及び県支出金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまの時間は10時21分です。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時２１分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

○議長（渡邉正俊君）　先ほどの２番、渡邉忠義議員の質問に対して町民税務課長から補足の説明があるそうですから。

町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　先ほど２番、渡邉忠義議員の住宅に入居した人が国保に加入していたのか、あとはここで滞納があったのかどうかというのを調べた結果を報告したいと思います。

まず、――さんにつきましては、平成21年７月から令和３年３月まで国保には加入していました。――さんに対しましては、平成17年10月から平成18年４月まで国保には加入しております。滞納につきましては、――さんのほうが、平成21年と平成22年の国保税なのですけれども、平成21年が19万5,100円、平成22年が７万9,600円を滞納しております。その後の経過として、その２か年分につきましては不納欠損で処理をしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　17ページ、保健センター運営費。この修繕費なのですが、保健センターって今回ばかりでなくて雨漏りが何回かしていたのではないかなって、それから私が臨時で働いているときも雨漏り修繕したような気するのですが、あそこの建物の建て方が、ひさしがないから雨漏りしやすいのでしょうか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

雨漏りの原因になっているという部分が、外壁の部分の目地の劣化という部分があるかと思って

います。そちらについて今後調査いたしまして、設計等を行い、大規模な修繕等を今後検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　９ページですが、２款１目、社会保障・税番号制度システム改修委託料、こちらちょっと先ほどよく聞き取れなかった部分があって、もう一度お願いできますか。振り仮名を送るとか、ちょっと分かりづらかったので。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

戸籍法の一部改正によって、令和８年に戸籍に振り仮名を振らなければならないというふうになっております。その前段の事務として、令和７年度にその戸籍に振る予定の振り仮名、今住基のほうには振り仮名振られております。その振り仮名を戸籍システムに取り込んで、この振り仮名でいいですかという通知を作成するためにシステム改修するための費用となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　伺います。

３款２項５目の10節、細目の２、認定こども園運営費の消耗品費ということで、先ほど説明いただいたかと思うのですけれども、こども園の園児の皆さんに月に１冊絵本をプレゼントして、その際に親御さんにお悩み等お聞きして、前回、３月定例会時の質問させていただいた子育て支援の代替とするというようなお話であったかと思うのですけれども、こちらこども園に通っていないお子さんとかに対しては何か、このサービスはこども園に通っている子しか受けられないのかどうか確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　５番、西内玄太議員のただいまの質問にお答えします。

今回のこの事業、あくまでもこども園事業としてございますので、こども園に通っていない子供に対しての事業ではございません。

以上となります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　事業自体は子供らのブックスタートというか、絵本、本に実際に親しんで、大きくなってからも本を読んで自分で調べ物をできたりとかというところで、ブックスタートの事業としては有効かというふうには思っておりまして、早く対応いただいて、現状できるところで早急に対応していただいたというところは、そういうふうに認識をするところなのですけれども、そういったこども園の事業ということで、こども園に通っていないお子さんとかというところはまた

ほかの支援が必要かと思うのですけれども、こういった子育て支援については引き続き検討していただけるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回、まさに急ぎでやった部分もございまして、全体的な部分のフォローにはなっていないというご指摘かと思うのですけれども、今後、当然広野町の町民、こども園に通っていようがいまいが、それなりに基本的にはフォローしていかなければいけないだろうと思っています。その中で、今回、西内議員よりありましたおむつ宅急便、こちらのメインとなるのはやはりお母さんの精神的なストレスをいかに軽減していくかという事業かと思っております。そうした中で、我々まずできることは、行政としてできることとして、例えば今全国的に国も、そして我々自治体も行っていますけれども、お母さん一人ではなく、今男性の方も育児休暇を取りなさいよと、そういった形でこういった子育てのお母さんの不安というか、そういうのを取り除くための推進事業とか、そういった形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　歳出全般の給与関係が各課とも出入りあるのですけれども、これは３月の時点と比べ、３か月たったのですが、職員の配置が決まった、人数が決まったということの割り振りがある程度決まったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

議員おただしのように、令和６年度の当初予算編成時において、現状の体制の中である程度６年度の人件費等を計上します。４月１日の人事異動、会計年度任用職員の配置によって増減が出ているということでご理解のほうお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　８ページ、２款１項５目の財産管理費に関して総務課長のほうにお聞きしたいと思います。

大分遠くから二ツ沼公園等含めて他町村、市含めていろんな方が町のほうに来て利用していただいていますけれども、町内での障害者用トイレといいますか、野外に設置してある状況、あるいは今後つけていくような計画というものがあるのかどうかちょっと確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

町に訪れる方の、特に障害者に対してのトイレというところの整備の状況等と、あと今後の方針でございますけれども、町のほうとしても当然利用の状況を見ながら必要に応じて障害者トイレの

ほうの整備のほうは行っていかなければいけないのかなというふうには捉えてございます。二ツ沼総合公園等におきましても障害者対応のトイレはあろうかと思います。どの施設をどこまでやっていくのかというところについて各課のほう調整をしながら、ニーズも捉えながら整備のほうを進めていきたいということでございます。当然に人にやさしい町づくり条例等々も整備してございます。そういったユニバーサルデザインというものを取り入れながら対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　同じ財産管理費になろうかと思うのですけれども、最近、カーブミラー等の倒壊によって負傷事案というものがほかで発生しています。こういったものに対して町内でそういった点検等を行ったのか。また、カーブミラー等も含みますけれども、街路樹といいますか、そういった木関係ですか、そういったところというものもこういった負傷事案発生した後そういった、もしかすると各課になるかもしれませんけれども、点検等は行ったのかどうか確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

町内のカーブミラー等安全施設、あと樹木等々の支障木の関係でありますが、所管については建設課が所管となって、道路パトロール員が週２回町内のほうを巡回し対応しております。その都度適切に対応はできているかと思いますが、今後においてもそういったパトロール、巡回等を含め徹底しながら、町内の交通等々の安全に寄与していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１件ちょっと問合せ等もありまして、二ツ沼公園内パークゴルフのコース沿いの松、そういったところ、立ち枯れといいますか、風が吹くと大分揺れているよというようなお話もちょっといただいていますので、その辺も含めて見ていただければと思います。よろしくお願いします。

10ページ、２款７項２目の地域振興対策費に関してでありますけれども、連休中ですか、二ツ沼公園内で遊具を使用している幼児がけがをしたというところで、対象年齢ではなかったものを使用してけがをされたというふうに聞いていますけれども、こういった利用者に対して目に留まる遊具利用に関する注意喚起の看板等、こういったものちょっと必要ではないかなと思うのですけれども、この辺対応としてはどのように考えていらっしゃるのかちょっと確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

二ツ沼総合公園の施設管理のご質問でございますけれども、１点目の樹木の管理につきましては、今議員申されたとおり、公園管理の中で立ち枯れ等については全て把握をしておりまして、順次除伐等を行っている環境にございます。特に危険な場所から優先的に除伐をさせていただいているといったところはご理解いただければと思います。

また、インターハイのサッカーがＪヴィレッジで定期開催に向けて今準備をしておりますけれども、その関連で二ツ沼総合公園もＪヴィレッジと隣接する施設として公園管理、さらには環境整備、また景観美化といった観点からも、公園の敷地にある樹木については総点検をさせていただいておりまして、こちらについても今年度特段の予算をつけて除伐等を実施するという計画になっておりますのでご理解いただければと思っております。

次の質問で、施設遊具の利活用についてかと思います。こちらについては、基本的に施設ごとに遊具の利用注意喚起等の看板は設置しているかと思います。しかしながら、全ての器具について一つ一つ看板が設置されているわけではありません。そういった点からして、十分ではない点があるとすればそちらについては当然注意喚起の看板が必要かなというふうには思います。その辺点検をさせていただきまして、実施をしたいと思っております。また、特に大人がいて子供さんにそういった遊具をお使いいただいているといったような件につきましては、利用する団体、学校関係や幼稚園など、そういったところにしっかりと保護者の目の届く中で子供たちを遊ばせるといったところ、施設管理者であります広野町振興公社のほうからしっかりとそういった注意喚起または利用上のＰＲをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　今課長もおっしゃいましたけれども、やはり子供たちですので、ああいった公園内、開放されてしまいますと自由にもう好きなところに行ってしまうと。そういった中では、子供たちが行く前に付添人、あるいはその保護者というのがしっかり分かるような看板、あるいは案内というものはしっかりお願いしたいなと思います。

続きまして、18ページ、６款２項２目の林業振興費に関してなのですけれども、一見毛色が違うのかなというところでの質問なのですが、例えば通学路ですとか住宅地、立ち枯れ等で、民間地にあって木が伐採できない、これは当然所有者の話になってくるわけなのですが、こういった立ち枯れ樹木、前年度ですか、もうしていますけれども、こちらふくしま森林再生事業がございます。こういった中で、その事業内に計画内で優先して入れると、あるいはそのエリアというところで調整を図ってというところで、そういった中での運用というものができないのかなというところがあるものですから、その点教えていただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　森林再生事業で立ち枯れ等の除伐ができないかということなのですけれども、道路脇の危険木等については支障木ということで対応をしております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　私もしっかり調べての質問ではないのですが、いろいろと事業関係組み合わせればそういった中で対応し切れるものが幾らかは出てくるのかなと。理屈は分かっていますので。ただ、そうはいってもこれまでなかなか実施できないという実態がこれまで来ているものですから、そういった中で動けるものが組合せの中でできればなというふうに思っておりますので、今後ともそういった中では目を凝らして見ていただきたいと思います。

最後になります。24ページ、10款３項１目学校管理費に関して。今中学校の部活動として休日、移動するに当たって保護者がそういった場所に送っていっているというところでちょっと話を私聞いています。これ部活動であれば学校の運営といいますか、一環になるというふうには考えているものですが、こういった送迎等に関して、休祭日みたいですけれども、学校側での送迎というものができないのかなというところでちょっと確認をしたいと思いますが。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

学校管理ということで大きくご質問されている内容かと思います。部活動の送迎バスということのご質問でよろしかったでしょうか。震災直後は、休日につきましては、土日、部活をやる場合には部活動バスというのは別途出しておりましたが、平成30年、31年当時に通学路距離２キロ圏内につきましては一律にバスは出さないよと、それに合わせて部活動のバスもそのときに廃止を保護者のほうに説明をして出さないということで、今現在もそのような運用をしているところです。ただ、試合につきましては、町の補助金で対応しているところです。繰り返しになりますけれども、通常の練習における部活動においてのバスについては、今現在、運行はしておりません。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　それは理解しています。私が質問として言ったのは、部活名でいうと野球部になるのですか、合同練習ということで、南相馬、相馬ですか、行かれていると。これが部活動の一環なのであればこれは送迎といいますか、そういった送迎部分は学校側にあるのではないかというところの質問なのですけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　７番、遠藤浩議員のただいまの質問にお答えします。

川内村さんのほうで、バスに乗って広野中学校に来ているというところは把握をしているところです。学校教育課としまして、合同練習ということでございますが、今川内村さんも来ていただいているところというのもありますし、なかなか練習のときにバスを出すというふうになりますとこれからもどんどんそれが広がりを見せていく可能性があると思っております。何らかのルール決め

をしなくてはいけないと思いつつも、今現在、ここ数年、川内村さんと合同チームを野球部だけ組んでいるところです。学校と相談しながら、その辺ちょっと考えてはいきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。予算の審議なので、そこ関連する関係の中での質問だけにお願いします。

○７番（遠藤　浩君）　あと質問はありません。あと、しっかりその辺話を聞いていただければと思います。

質問のほうは終わります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　23ページ中段のところなのですが、９款２目、先ほどの住宅用火災報知器についてちょっとお伺いしたいのですが、昨年までこちらの利用率というか、設置率どのようになっていますか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置事業補助金ということで、今回、補正予算のほうに計上させていただきました。これにつきましては、住宅用の火災警報器が新築住宅では平成18年の６月１日から、それから既存の住宅については平成23年の６月１日から設置が義務づけられるということで、本町におきましては平成21年からこちらの補助金を設定しまして、平成23年度まで出しますよということで実施をしておりました。ただ、途中震災がありまして、それを平成26年度まで延長して、その後は実施しておりませんでした。その間、平成21年度から平成26年度までの間におきましては、387件の申請をいただいておりました。それで、今回、住宅用火災警報器のほう設置をしまして10年以上経過した住宅が多くなっておりまして、新しい住宅火災警報器に買換えを勧める部分と、あとは未設置の世帯がございますので、そういった世帯に設置をしていただくという狙いの下に、改めて火災警報器の補助金のほうの予算を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　なぜかというと、最近いわき市で大きな火事があったと思うのですが、木造の密集地帯、何か広野にもありそうな景色だと思います。なので、こういったところに力を入れていくのもいいのかなと思います。

あと、消防車の入らない場所というのもまだ広野にもあると思うのですが、そういったところに対しても消防の第一報がやっぱりあるべきだなと思います。上限１万円でこれ補正で組まれて150万円、150件分に相当していると思うのですが、申請する方、しない方もいらっしゃると思います。設置に当たっては、恐らく物を買うだけで１万円以上はしていると思うのです。なので、もう少し

補助を出してあげて、設置率を高めて防災の意識を持ってもらうとか、そういった形もあるべきかなと私は思います。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの火災警報器なのですが、今実際、今回の補助対象になりますのはあくまでも取付け費用を除いて本体部分の費用ということになりますけれども、こちらにつきましては大体１個当たりの費用が3,000円前後、高いものですと五、六千円するものもありますが、そういったもので、先ほど平成21年から26年まで補助金を出しておりましたその話をさせていただきましたが、その中でも１世帯当たりの平均を見ますと大体補助金の額が7,000円でございました。ということは、２分の１補助していますので、１世帯当たりの設置した購入の金額が１万4,000円程度だったということで、今回もそういったことで補助金のほうを見込んでおりますが、結構な数を、例えば２万円であれば相当な数を各部屋つけられるのではないかということで、２分の１で１万円ということで設定をしております。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ちょっとその単価のほうはまだ私の勉強不足でした。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第32号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第３３号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第33号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第33号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ288万7,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費、国民健康保険事業納付金のほか、４月１日付職員の人事異動に伴う人件費の増額計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫支出金並びに一般会計繰入金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第33号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第３４号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第34号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第34号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ４万4,000円を増額いたすための提案であります。

補正の内容は、認定調査等費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　お尋ねします。

認定調査会はもう年度当初から何名って決まっていると思うのですが、何か人事でも交代があったのでしょうか。４万4,000円。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

認定調査の委託の部分でございますが、これまで会計年度任用職員として認定調査員を雇用していたところでございますが、調査員４月から雇用できていない状況になっており、委託で対応するところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第34号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第３５号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議案第３６号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについ

て

議案第３７号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議案第３８号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議案第３９号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議案第４０号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議案第４１号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議案第４２号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

日程第８、議案第35号から日程第15、議案第42号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題、個別審議としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、日程第８、議案第35号から日程第15、議案第42号までを一括議題、個別審議といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第35号から議案第42号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の任期が来る令和６年９月16日付をもって任期満了となっていることから、農業委員会委員８名を適任者と認め任命いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、産業振興課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私これ全部賛成なのですけれども、１人、大和田幹雄さんがこの８名の中で農業就業者ではなくて会社役員となっています。私も元会社関係いたのですけれども、こういった農業以外の人も震災後はいろんな意味で農業に携わって、新しいアイデアを出してやってもらっています。この大和田さんも自分で大型測量設計会社ということで、いろいろドローンとかいろんな面で、今後の農業に関しても、推薦者の理由にも書いてありますけれども、いろんな集約化等でいろいろ期待できるのかなというふうに思っていますので、期待しているところです。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第35号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第36号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第36号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたしま

す。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第37号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第37号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第38号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第38号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第39号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第39号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第40号　広野町農業委員会の任命に関する同意を求めることについて担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第40号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第41号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第41号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第42号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて、担当課長の説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第42号　広野町農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意されました。

○発議第１号　広野町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（渡邉正俊君）　日程第16、発議第１号　広野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、提出者、８番、門馬まりえさんの説明を求めます。

８番、門馬まりえさん、登壇を許します。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　それでは、広野町議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

今般の広野町議会会議規則の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和６年１月19日に公布され、令和６年４月１日から施行されたことに伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現代社会情勢などに照らし所要の整備等を行うため、広野町議会会議規則の一部を改正するものです。

まず、今回の改正の背景についてご説明いたします。国の第33次地方制度調査会において、多様な人材が参画し、住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応策に関する答申において、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきであるとの提言があり、これを受けた議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が成立し、令和６年４月１日から施行されております。このため、関連する手続のオンライン化に対応する会議規則を改正することとなったものです。

改正の概要になりますが、デジタル手続法、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律では、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関などが行う処分通知などはオンラインによることが可能とされていますが、地方議会は行政機関から除かれているため、行政機関などが当事者とならない法令に基づく手続で書面などを前提とするもの、例えば請願や陳情は従来オンライン化でき

ませんでしたが、今回の地方自治法の改正により可能となりました。また、会議規則に基づく手続はデジタル手続法の対象外のため、法改正のみでオンライン化できないこととなっております。議会に係る手続についてオンライン化によることを可能とする観点から、会議規則を次の２点のとおり改正します。

まず１点目になりますが、地方自治法改正によりオンラインが可能となった議案の提出や請願などについて、会議規則などで書面などが要求されている場合でもオンライン化を可能とすること、２点目、会議規則の規定により、書面などを前提とする手続についても会議規則の改正によりオンライン化を可能とするものです。

あわせて、会議規則の現在の社会情勢に照らした文言調整、規定の見直しを行いました。改正点の詳細につきましては、広野町議会会議規則新旧対照表のとおりとなりますので、ご確認ください。

以上で会議規則の改正による説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第１号　広野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

○発議第２号　広野町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第17、発議第２号　広野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、提出者、８番、門馬まりえさんの説明を求めます。

８番、門馬まりえさん、登壇を許します。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　広野町議会委員会条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきま

す。

今般の広野町議会委員会条例の改正につきましては、先ほどの会議規則の改正同様、地方自治法の一部を改正する法律が令和６年１月19日に公布され、令和６年４月１日から施行されたことに伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢などに照らし所要の整備を行うため、広野町議会委員会条例の一部を改正するものです。

まず、今回の改正の背景、改正の概要につきましては、先ほどの規則改正と同様になりますので、説明は割愛させていただきます。改正点の詳細につきましては、広野町議会委員会条例新旧対照表のとおりとなりますので、ご確認ください。

以上で委員会条例改正による説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第２号　広野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

○発議第３号　学校給食費無償化を実施することを求める意見書

○議長（渡邉正俊君）　日程第18、発議第３号　学校給食費無償化を実施することを求める意見書についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

なお、別紙の朗読は省略させていただきます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、提出議員、５番、西内玄太君の説明を求めます。

５番、西内玄太君、登壇を許します。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、発議第３号　学校給食費無償化を実施することを求める意見書について説明をいたします。

本議案は、令和６年５月８日付で福島県学校給食費の無償化を求める会より議長宛てに提出がありました国に対し学校給食費の無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情について、令和６年６月４日開催の議会運営委員会において審議し、本陳情に当町議会として同意し、意見書を提出すべきであるとの意見に所定の賛成者数を超える賛同があったことにより提案をするものです。

意見書案を読み上げさせていただきます。

学校給食費無償化を実施することを求める意見書

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっている。福島県においても35市町村が無償化、一部補助が19市町村に及び、値上げ分のみの補助などを加えれば95％を超える自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、給食費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられる。

憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、2008年に改正された「学校給食法」第一条で学校給食は教育の一環であることが明記された。また、2005年に制定された「食育基本法」でも、学校給食が教育として位置づけられている。学習指導要領において「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と述べられていることとも合わせて、学校給食が「義務教育無償」の対象となることは明らかである。さらに、1961年参議院文教委員会における質問に対して辻田力政府委員（当時）が、（義務教育無償について）「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうなことも考えております」とし、当時は財政上できないが「次の飛躍を期する」と述べている。実際にその後、教科書は無償となったが、「食育の教科書」ともいえる学校給食は無償となっていない。現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われているが、本来は、国が行うべきものであるといえる。実際に先ごろのコロナ禍においては、学校給食が子どもたちにとって友達とふれあう楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成のうえできわめて重要な役割を果たしていることが再認識された。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも、教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられる。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。学校給食費無償化の全国的広がりと並行してこの問題は重大化している。しかもそれは、国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって乗じる問題である。教科書無償化と同様の措置を一刻も早く国としてとること以外にこの問題を解決することはできない。

文部科学省は、全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し2018年７月にその結果を発表した。

それによれば、当時は全国で76自治体が無償化措置をとっているとされている。文部科学省の当時の分析は過疎地における人口流出対策とした。また現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても「少子化対策」の一環として位置づける場合が少なくないが、有機農業などと連携して地域循環型経済の発展や子どもの健康と結びつける自治体もある。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性をもっている。

以上のことから、下記のことを強く求める。

記

１、学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和６年６月　日

衆議院議長　殿

参議院議長　殿

内閣総理大臣　殿

財務大臣　殿

文部科学大臣　殿

福島県広野町議会議長　渡邉　正俊

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　ここでお諮りいたします。

ただいまの時間は午前11時56分であります。全議案の審議が終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、全議案の審議が終了するまで時間を延長することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第３号　学校給食費無償化を実施することを求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

○発議第４号　県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書

○議長（渡邉正俊君）　日程第19、発議第４号　県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

なお、別紙の朗読は省略させていただきます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、提出議員、５番、西内玄太君の説明を求めます。

５番、西内玄太君、登壇を許します。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、発議第４号　県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について説明をいたします。

本議案は、令和６年５月８日付で福島県学校給食費の無償化を求める会より議長宛てに提出がありました県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についての陳情について、令和６年６月４日開催の議会運営委員会において審議し、本陳情に当町議会として同意し、意見書を提出すべきであるとの意見に所定の賛成者数を超える賛同があったことにより提案をするものです。

意見書案を読み上げさせていただきます。

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかで子育てを余儀なくさせられている。こうした状況を受け、県内の35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみの補助などを加えれば95％の自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやすい福島県」に向けた市町村の取り組みとして全国に誇るべきものといえる。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年10月から全県で小中学校の無償化を実施することを決めた。また、和歌山県や東京都では、

給食費の２分の１を支援し、東京23区では新年度から全区で無償化された。

千葉県や香川県では、第３子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援が広がっている。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県として積極的な施策が必要である。

「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるために、下記のことを強く求める。

記

１、県として学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和６年６月　日

福 島 県 知 事　殿

福島県教育長　殿

福島県議会議長　殿

福島県広野町議会議長　渡邉　正俊

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第４号　県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

○発議第５号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○議長（渡邉正俊君）　日程第20、発議第５号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

なお、別紙の朗読は省略させていただきます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、提出議員、５番、西内玄太君の説明を求めます。

５番、西内玄太君、登壇を許します。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、発議第５号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について説明をいたします。

本議案は、令和６年５月27日付で福島県教職員組合より議長宛てに提出がありました国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、令和６年６月４日開催の議会運営委員会において審議し、本陳情に当町議会として同意し、意見書を提出すべきであるとの意見に、所定の賛成者数を超える賛同があったことにより、提案をするものです。

意見書案を読み上げさせていただきます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により修学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和６年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和３年３月９日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和３年度から７年度までの５年間を新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、令和３年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの修学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和５年４月１日時点で約3,700人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・

青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和７年度においても本事業を継続し必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

１．東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和７年度においても、全額国庫負担で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和６年６月　日

復 興 大 臣　殿

文部科学大臣　殿

総 務 大 臣　殿

財 務 大 臣　殿

福島県広野町議会議長　渡邉　正俊

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第５号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第５号は原案のとおり可決されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は給食センターの改修について、広野駅周辺開発について、所管施設の調査について、産業厚生常任委員会は所管施設の調査について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和６年第２回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後　零時１３分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　渡　邉　忠　義

署名議員　　高　木　光　雄